

令和 6 年第 4 回定例会

河津町議会会議録

令和 6 年 12 月 3 日 開会

令和 6 年 12 月 4 日 閉会

河津町議会

令和六年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

令和六年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

令和6年河津町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月3日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	6
○発言の訂正について	12
○一般質問	12
正木誠司君	13
渡邊昌昭君	24
遠藤嘉規君	37
北島正男君	55
○散会の宣告	74
○署名議員	77

第2号（12月4日）

○議事日程	79
○出席議員	79
○欠席議員	80
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	80
○事務局職員出席者	80

○開議の宣告	81
○議事日程の報告	81
○報告第4号の上程、説明、質疑	81
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
○議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
○議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
○議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○選挙第6号	107
○選挙第7号	108
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○第2常任委員会委員長報告について	110
○議員派遣の件	112
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	113
○閉会の宣告	113
○署名議員	115
○議案等審議結果一覧	117

第 1 日

12月3日（火曜日）

令和6年河津町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和6年12月3日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木垂弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	友田佳伸君
教育委員会 事務局 会長	土屋勉君	会計管理者 兼 会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 土屋 翔

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） これより令和6年河津町議会第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名をいたします。

9番、稲葉静議員、10番、宮崎啓次議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、11月28日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より12月5日までの3日間といたしたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

4日は、報告事項、人事案件、条例案件、単行議決、規約関係、補正予算、選挙をお願いしたいと思います。

なお、5日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りいたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より5日までの3日間と決定いたしました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会が開催されるに当たり、令和6年第3回定例会以降の諸般の報告をいたします。
議会議長会の事業について報告をいたします。

9月18日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が開催され、出席いたしました。

10月4日、賀茂郡町議会議長会総会及び議長会議が開催され、出席いたしました。

10月22日、静岡県町村議会議長会総会が開催され、出席いたしました。

10月30日から11月1日、静岡県町村議会議長会議長県外調査が実施され、出席いたしました。

11月13日、町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。

11月14日、賀茂郡町議会議長会県外視察研修が開催され、出席いたしました。

2、町議会活動について。

10月11日、賀茂地区議会議員研修会が開催され、出席しました。

10月24日、第2回臨時会が開催され、出席しました。

同じく24日、議員説明会が開催され、河津町商工会要望事項の対応について説明を受けました。

11月26日、議会全員協議会を開催し、第4回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

9月30日、令和6年8月分出納検査報告書を受領いたしました。

10月28日、令和6年9月分出納検査報告書を受領いたしました。

11月27日、令和6年10月分出納検査報告書を受領いたしました。

監査結果報告。

11月27日、定期監査結果報告書を受領いたしました。

議会運営委員会。

11月28日、議会運営委員会を開催し、第4回定例会の日程を協議いたしました。

河津町議会改革特別委員会。

10月18日、11月15日、河津町議会改革特別委員会を開催し、議会改革に関する事項について協議をいたしました。

常任委員会関係議員活動について。

9月18日、10月1日、10月7日、広報常任委員会を開催し、広報紙の作成・発行を行いました。

9月25日、町村議会広報研修会が開催され、出席しました。

10月4日、第2常任委員会を開催し、調査内容について協議をしました。

10月7日、第1常任委員会を開催し、福祉業務の現状の課題と展望について、福祉介護課より説明を受けました。

10月24日、11月28日、第1常任委員会を開催し、商工会と勉強会・意見交換会を行いました。

11月1日、国民健康保険運営協議会委員研修会が開催され、出席しました。

11月8日、第2常任委員会、防災士との意見交換会を開催し、意見交換を行いました。

11月15日、第2常任委員会を開催し、防災士との意見交換会のまとめを行いました。

11月26日、第2常任委員会を開催し、調査報告書の検討を行いました。

11月27日、第1回河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

11月28日、広報常任委員会を開催し、広報紙の作成について協議をしました。

一部事務組合について報告いたします。

9月20日、東河環境センター議会第2回定例会が開催され、組合議員が出席いたしました。

11月26日、下田地区消防組合議会臨時会が開催され、組合議員が出席しました。

議長に要請のあった諸会合等について報告いたします。

9月20日、秋の全国交通安全運動街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

9月29日、河津中学校運動会が開催され、出席しました。

10月19日、さくら幼稚園運動会が開催され、出席しました。

10月26日、わかば保育園運動会が開催され、出席しました。

同じく26日、長野地区防災拠点施設落成式が開催され、議員とともに出席しました。

11月2日、河津小学校運動会が開催され、出席しました。

11月4日、南禅寺伝来諸像国重要文化財指定記念式典が開催され、議員とともに出席しました。

11月7日、戦没者招魂祭が開催され、議員とともに出席しました。

11月15日、河津町社会福祉大会が開催され、議員とともに出席いたしました。

11月23日、河津桜植樹式が開催され、議員とともに出席いたしました。

11月24日、第16回峰温泉大噴湯まつりが開催され、出席しました。

同じく24日、河津町青少年の主張大会が開催され、議員とともに出席しました。

11月29日、第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会前夜祭が開催され、出席しました。

11月30日、第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、町長の行政報告をお願いいたします。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、行政報告を申し上げます。

本定例会が開催されるに当たり、9月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに

町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和7年度予算編成方針について申し上げます。

現在、令和7年度当初予算の編成作業を進めているところですが、歳入においては、少子高齢化や人口減少の影響により、町税及び地方交付税の増額は見込みにくく、一般財源の確保が厳しい状況です。歳出においては、近年の地震や豪雨災害などに備えた防災減災対策、喫緊の課題である子供子育て施策をはじめとする社会保障関係経費の増加などが見込まれ、引き続き財政運営は厳しい状況が予想をされます。

このような状況ではありますが、健全な財政運営を堅持しつつ、次世代へアプローチする「コンパクトで魅力あるまち」を目指して、町民と共に創り上げていく「共創のまちづくり」を基本目標として、民間の力も活用しながら、「チェンジ」から「サステイナブル」への新しい時代のまちづくりに取り組んでまいります。

また、「防災や減災などの安心安全対策」、「豊かさをつくる健康や産業振興対策」、「未来を創る人づくりのための福祉教育、定住促進」を重点施策とし、各事業の必要性、有効性、効率性を検証し、最小の投資で最大の効果を発揮できるよう事業費を精査した上で、予算要求を行うよう指示したところであります。

特別会計及び公営企業会計については、住民負担の適正化を念頭に財源確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減、事業の合理化に努めるよう指示しております。

必要な行政サービスの水準を確保しながら、さらなる効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。

保健福祉防災センターの改修事業について申し上げます。

現在、センター2階の図書室と倉庫とを仕切る壁を撤去し、事務スペースに変更する工事を行っております。また、ふれあいホールや教養娯楽室などの一部エリアを除いて土足可能とし、センター利用者の利便性向上のための改修も行っております。工事中はご不便をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

職員の採用について申し上げます。

ここ30年、年度途中の採用は実施をしておりませんでした。今年度10月1日付で職員1名を採用し、人事異動を行いました。また、来年度の職員採用に向け、現在、採用試験を行っております。

地域おこし協力隊事業について申し上げます。

今年度既に活動いただいている隊員5名に加え、10月1日から新たに地域農業活性化業務を主とする杉村昌哉隊員を委嘱し、6名体制となりました。本町の発展に尽力をいただいているところであります。

高齢者等おでかけ支援タクシー実証実験について申し上げます。

地域交通の確保とバスの利用が困難で外出を控えている町民の外出促進策として、貸切タクシーを利用した高齢者等おでかけ支援タクシーの実証実験を行っています。

10月21日から12月19日まで利用申請を受け付けており、11月末現在、123人が登録をされております。実証実験は11月18日から12月20日まで実施をし、実証実験の結果を検証し、今後の地域交通施策に生かしてまいります。

第9回河津フラワートライアスロン大会について申し上げます。

10月27日に、スイム・バイク・ランの全3種目で開催をしました。オリンピック・ディスタンスでの開催を予定しておりましたが、波浪の影響によりスイムの距離を短縮し、個人264人、リレー15チームの参加をいただきました。

開催に際しては、前日の準備、当日のおもてなしなど、関係者やボランティアの皆様等、町内外から各方面の方々にご協力をいただきました。また、交通規制等、ご不便をおかけしたことと思いますが、多くの皆様のご理解、ご協力、コース沿道の町民の皆様からの温かい声援により、滞りなく盛大に開催することができましたことを心より御礼申し上げます。

L I N E公式アカウント開設について申し上げます。

令和6年11月1日に河津町L I N E公式アカウントを開設いたしました。11月末現在で2,268人の登録をいただいております。

今後は住民等に情報を分かりやすく伝え、かつ便利に行政サービスを利用していただけよう、防災などの緊急情報や暮らしの情報、イベント情報等を届けてまいります。

町全体のD Xを推進する上でも、スマホ教室等で案内をしておりますので、引き続き、より多くの皆様の登録をお願いいたします。

町税収納状況について申し上げます。

10月末時点の町税収納率は60.3%で、前年度比0.4ポイントの減、国民健康保険税の収納率は48.2%で、前年度比0.7ポイントの増となりました。

賀茂地方税債権整理回収協議会による10月末までの滞納整理の状況については、預金給与を中心とした財産調査等の結果に基づき、差押え30件を実施しております。

なお、静岡県及び県内の全市町は11月と12月を「滞納整理強化月間」と位置づけ、連携し

て滞納整理に取り組んでいます。

今後も期限内納付の推進を図るとともに、滞納額縮減に努めてまいります。

定額減税補足調整給付金給付事業について申し上げます。

所得税・個人住民税所得割の定額減税において、定額減税し切れないと見込まれる人に給付を実施いたしました。8月30日から1,230人に給付し、給付額は4,879万円でした。

各種検診（健診）事業について申し上げます。

10月から11月にかけて、40歳以上の国民健康保険被保険者を対象とした特定健診、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者健診を13日間実施し、特定健診275人、後期高齢者健診260人が受診をいたしました。

同時に、B型・C型肝炎ウイルス検診を、40歳から5歳刻みの節目年齢で過去に同様の検査を受けたことのない方を対象に実施をし、26人が受診をしました。

また、胃がん検診を3日間、肺がん・大腸がん検診を13日間実施し、延べ630人が受診をしました。

臨時特別給付金給付事業について申し上げます。

物価高騰への支援として、低所得世帯等に給付を実施しました。

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金は、5月31日から237世帯、子育て世帯に対する児童加算については81人分を給付し、給付額は2,775万円でした。

新たな住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、8月20日から144世帯、子育て世帯に対する児童加算については5人分を給付し、給付額は1,465万円でした。

経営体育成促進換地等調整事業について申し上げます。

本事業は、伊豆縦貫自動車道建設発生土を活用して県が行う中山間地域農業農村総合整備事業見高地区（田尻・虎丸）農地整理事業に伴う換地業務について、農地利用集積を踏まえた上で、従前図調査や評価基準の作成及び評価等の作業を円滑に遂行するため、受益者の意向調査や利害調査等を行うものです。

田尻・虎丸地区5.5ヘクタール、86筆、29戸を実施区域とし、10月30日に説明会を開催し、調査の目的及び実施方法等を関係者の皆様に周知をしました。

長野地区防災拠点施設について申し上げます。

昨年7月から建設を進めてまいりました長野地区防災拠点施設が完成となり、10月26日、関係者27人の列席の下、落成式を執り行いました。

本施設は、平常時は長野区の地区集会施設として、災害発生時や災害のおそれのある場合は長野区の住民だけではなく、見高浜、見高入谷区の住民の避難施設として活用をされます。地域防災訓練について申し上げます。

12月1日の「地域防災の日」に併せ、各地区自主防災会が主体となり、地域防災訓練を実施いたしました。湯ヶ野地区では県看護協会の協力を得て応急救護訓練を、田中、下峰地区では河津中学校を訓練会場に、防災資機材の実演、広域避難所設営訓練、陸上自衛隊による応急救護訓練等を実施しました。また、上河津地区住民を対象に、大規模災害に備え、1人ひとりが、いつ、どこに避難するかを事前に整理をする「わたしの避難計画」作成に取り組みました。

訓練参加総数は1,950人で、内訳は小学生108人、中学生84人、高校生58人、65歳以上989人でした。

学校備品のメルカリショップ販売について申し上げます。

令和5年3月に廃校となった小学校に残った備品について、10月28日から、河津町メルカリショップを利用した販売を開始いたしました。

町内外の多くの方がショップを利用され、11月末現在で142点を販売し、29万1,500円の売上げがありました。今後も販売を継続し、売り上げた収入については教育関係の事業費に充てていきたいと考えております。

第43回河津町民文化祭について申し上げます。

町文化協会主催の河津町民文化祭が、河津バガテル公園で、11月2日から4日まで展示部門、9日に舞台部門が行われました。

展示部門では、短歌、俳句、絵画、写真、工芸などが展示をされ、643の方が来場されました。舞台部門では、吹奏楽、フラダンスなど、11の演目が披露され、431の方が来場されました。主催の文化協会をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

南禅寺伝来諸像国重要文化財指定記念式典について申し上げます。

11月4日に、南禅寺伝来諸像を所有する谷津区の主催で、国重要文化財指定を記念した式典が河津バガテル公園で行われ、出席をいたしました。

式典終了後に、「南禅寺伝来諸像を語る」という演題で、上原美術館の田島上席学芸員による講演が行われ、その価値と魅力を再確認いたしました。

第23回河津町青少年の主張大会について申し上げます。

11月24日に、河津町青少年の主張大会を保健福祉センターで開催をし、町内の小中学校と

下田高校、稲取高校の児童生徒9名に、日頃抱いている思いや考え、広島平和学習や青山学院大学体験教室に参加をした感想を発表していただきました。

第8回「伊豆の踊子」読書感想文コンクールについて申し上げます。

小説「伊豆の踊子」を多くの方に知ってもらうことを目的として、6月1日から9月30日まで作品の募集を行い、町内外から68点の応募がありました。審査員による厳正なる審査の結果、最優秀賞1名、優秀賞2名を11月24日に文化の家で表彰しました。

表彰式終了後、美空ひばり主演の「伊豆の踊子」の映画上映会を開催し、映画の舞台となった当時の雰囲気を味わっていただきました。

第25回しずおか市町対抗駅伝競走大会について申し上げます。

しずおか市町対抗駅伝競走大会が11月30日、静岡市を会場に、12区間、42.195キロメートルのコースで行われ、県内全市町選手団が出場しました。河津町派遣選手団は8月から約4か月間練習を続け、代表選手12人が大会に出場しました。結果は2時間26分23秒で、町の部第5位に入賞を果たしました。この記録と順位は河津町の過去最高の成績となります。なお、第11区で稲取高校2年生、タジマ煌静さんが町の部の区間賞を受賞しております。

選手、監督、コーチをはじめ、関係者の皆様に心から感謝いたします。また、町民の皆様の応援にお礼申し上げます。

主な入札結果について申し上げます。

9月26日に実施をした普通河川稲梓川浚渫工事は、株式会社大塩組が落札し、1,386万円で契約をしました。この事業は令和5年度から継続して実施をしている事業で、稲梓川に堆積し流れを阻害している土砂を取り除くことにより、河川断面を確保するものです。

10月23日に実施をした河津町立学校給食センター施設設備改修工事は、東海建設株式会社が落札し、3,465万円で契約をしました。この事業は、給食センターの老朽化した炊飯機器、食器洗浄機器を改修するものです。

11月15日に実施をした七滝駐車場公衆トイレ解体・外構工事は、東海建設株式会社が落札し、1,881万円で契約をしました。この事業は、七滝駐車場公衆トイレ新設に伴い、既設のトイレを解体及び敷地を整備するものです。

大鍋地区水道管布設替工事は、株式会社ハマダ設備が落札し、1,485万円で契約をしました。この事業は、大鍋地区の老朽化した水道管を交換するものです。

11月28日に実施をした今井浜配水池耐震診断等業務委託は、日本水工設計株式会社静岡事務所が落札し、1,639万円で契約をしました。この事業は、既設の配水池の耐震診断、地質

調査を実施し、継続して使用できるか判断するものです。

その他の入札結果につきましては別紙を参照してください。

報告は以上のとおりです。

引き続き、重点施策「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「豊かさをみんなで創るまちづくり」、「未来を創る人が育つまちづくり」を進めるため、邁進をしていく所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 町長の行政報告を終わります。

10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発言の訂正について

○議長（渡邊 弘君） ただいま町長より発言の要望がございましたので、許可をいたします。町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほどの行政報告の中で、私が読み違えた部分がありましたので、訂正をしてご容赦願いたいと思います。

行政報告の中で、しずおか市町対抗駅伝競走大会で、第11区で区間賞を取りました稲取高校2年生の方のお名前を間違えてしまいました。正式には田畑煌静さんが正しいということでございますので、訂正をしておわび申し上げます。よろしく申し上げます。

◎一般質問

○議長（渡邊 弘君） それでは、日程第5、一般質問に入ります。

質問は、1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするか、質問者の意向によるものといたしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

1番、正木誠司議員、5番、渡邊昌昭議員、6番、遠藤嘉規議員、2番、北島正男議員。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（渡邊 弘君） それでは、1番、正木誠司議員の質問を許します。

1番、正木誠司議員。

〔1番 正木誠司君登壇〕

○1番（正木誠司君） 1番、正木誠司です。

令和6年第4回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は次のとおりです。

1件目、人口減少と少子高齢化対策について。

2件目、河津駅前広場の整備について。

以上の2件でございます。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1件目、人口減少と少子高齢化対策についてお伺いいたします。

現在、日本においては、人口減少と少子高齢化が大きな問題としてクローズアップされ、政府は2023年4月よりこども家庭庁を新たに発足させ、国として、人口減少、少子化対策に本腰を入れ始めました。

あわせて、また、日本各地の地方、特に小さな自治体においては、進学や就職による若者の都市部への流出が進み、そのまま都会に住み続けて、仕事に就くことが一般的となり、結果として、地方の高齢化がどんどん進んでしまい、我々の住む河津町においても、令和5年10月時点で43.5%の高齢化率、また、この率は今後もその割合が増加していくものと、役場

サイドさんでも予想されていると思います。

去る11月5日に発表されました河津町令和7年度予算編成方針において、人口減少と少子高齢化の解決策として、高齢者を支える働く世代や子育て世代を増やすことを継続的な根本政策に考えているということがうたわれております。

現状を鑑みてみれば、この河津町においては、やはり高校卒業したほとんどの子供たちが今は進学している状況、また、就職についてもなかなか町に職場がなくて、そのまま都市部のほうへ行っての就職というのが一般的となっておりますので、この河津町において、働く世代や子育て世代を増やすということは、やはり河津から都会へ出て就業をしている人が帰ってくるUターン者、また、この河津町への移住を希望する移住者を増やすということが唯一の手だてだと思います。

町ではここまで、様々なUターン者、移住者増加策の取組を行っていますが、今まで行った方策により何人ぐらいのUターン者、移住者の獲得、増えたということになったのか、具体的な人数については把握、統計を取っているのでしょうか。

また、方策によっては効果が出ていない取組や、効果が低い取組などもあるかと思いますが、いろんな方策の現状を精査して、来年度以降は廃止をしたり、また、新たなものを取り入れたり、この財政状況が厳しい令和7年度に向けて、過去の結果について効果を検証し、廃止すべきは廃止、一方で、新たな有効な取組について、現段階で検討がされている方策があるのかお伺いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木議員の質問にお答えしたいと思っております。

人口減少と少子高齢化対策ということでございます。先ほど行政報告でも一部予算の関係について述べておりますので、重なる部分があるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

まず、お尋ねの人口減少と少子高齢化対策の解決策として、議員がお尋ねのように、高齢者を支える働く世代、あるいは子育て世代を増やすことをこれまでの基本策としてきておりますが、継続的な、根本的な施策として今後も考えていきたいと思っております。そういう中で、来年度の予算の基本事項としても示したところでございます。

その解決策の一つとして、議員がお尋ねのように、移住者ですとか、Uターン、Iターンなどの施策も重要であると考えておまして、これまでも、国や県などの補助制度の活用ですとか、あるいは町独自で、東京などへ出かけ、移住相談会へも出席をして移住希望者の対

応をしております。

また、先ほどお尋ねのありました移住者の具体的な人数については、住民届の中での転入者は把握はできるんですけども、移住目的の転入については把握はできておりませんが、具体的な幾つかの事例については、後ほど担当課長より答弁をさせます。

また、過去の結果についての効果や検証、あるいは新たな取組について、お尋ねの点については検討しているかということですが、来年度予算査定前でございますので、来年度に向けた町の進めようとしている今の段階での私の考えを少し述べさせていただきます。

これまでも数々の施策を展開しておりますが、これからもあらゆる機会を通じて、移住・定住対策を進めていく予定でございます。

これまでのコロナ禍でリモートや移住などが注目を集めてきたわけですが、コロナが収束に向かうに従い、関心度も下がってきていると思われまます。このような状況の中で、これからは全体的な町のイメージづくりや、ふるさと納税を含めた河津町を好きになってもらう取組が重要であると考えております。いわゆる交流人口以上、移住・定住未満の関係人口をいかに増やしていくかが課題であると考えております。

これまでも数々の体験事業ですとか、観光イベント、各種団体によるイベントなど、関係人口の創出に努めてまいりましたが、来年度はこれらの機会を捉えて、次のステップに進めるよう、そのような方向で考えてみたいと思っております。

これまで都市圏での移住相談会などに参加をしてきましたが、例えば、昨年度行った河津桜まつり会場での移住相談や、ふるさと納税のキャンペーン活動などは、実際河津町に来た人たちへのアプローチでありまして、町の魅力も含めた関心度の高いものと考えておりまして、関係人口の創出手段としても私はよかったのではないのかなと、そういうように思っております。

具体的な検討内容については担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 私からは、まず県と町で移住者としてカウントする定義と、それに基づく移住者の人数について答弁させていただきます。

移住者の定義は、県または町などの移住相談窓口で相談され移住した方や、移住就業支援金制度などの施策を通じて移住した県外からの移住者となっており、その定義に基づく移住者数は、令和3年度に14人、令和4年度には7人、令和5年度は11人、令和6年度上半期は

2人となっております。

また、現在行っている移住支援策は、国の補助制度である移住就業支援金と、町の単独事業として空き家情報バンク制度、お試し移住補助金、空き家活用支援補助金、移住希望者滞在費補助金を実施しております。

来年度に向けての検討事項についてですが、移住就業支援金は国の施策で、令和2年度から毎年申請があり、現在まで7件の利用がありました。今後も国の制度に沿って継続をしていきます。

お試し移住補助金につきましても、年間約20件の利用があり、今後も継続していきます。

空き家活用支援補助金につきましても、令和3年度の制度創設以降5件の申請があり、一定の利用があります。また、近隣の自治体にも同様の補助制度があるため、内容の精査は行いますが、今後も継続していく方針です。

今年度創設した移住希望者滞在費補助金は、現在利用者がなく、次年度に向けて制度や周知方法の見直しを行う予定です。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ここまで本当にいろいろ県の補助金、国の補助金を使って、先ほど人数も、令和3年度14人、令和4年度7人、5年度で11人、ここまで2人という形の、相談された方で河津町へ移住してきたということは分かりました。

やはりこの人数が多いか少ないかというのはなかなか難しいところなんですけど、特に私が本当に思いますのが、どうしてもこの伊豆半島、例えば東京から移住する人は、じゃ、伊豆に行きたいなと思ったときに、それが河津町なのか下田なのか、南伊豆町なのかというところで、その中からまた選んでくれる中で、やはりこの河津町を、先ほど課長さんから言ったように、それぞれ皆さん県の支援はみんな使っております。また各町独自の支援等もしておりますので、なかなかその中からこの河津町を移住先に選んでもらうというのはかなり難しいところだと思いますが、やはり今後もこういう制度を活用しながら、少しでも、1人でも多くの移住者を獲得する、また先ほど最初に触れましたが、この河津町出身者のUターンですとかIターン、こちらのほうにもさらに力を入れてやっていければと思います。

と言いますのも、やはり何人かの方に、私の知り合いのお子さんたちが大体20代後半から30代というところになったときに、たまたま休みの日に帰ってきたときに近所の子に話を聞きますと、やはり、「河津町に帰ってきて仕事をしたいんだけど、40代ぐらいになって、

仕事に就いていて、責任のある仕事に就く、となかなかもう仕事を替わることができない」というような言葉を聞きます。

やはり、「20代、30代のうちに、もしこちらにいい仕事があれば帰りたいんだけど」という言葉も何人の方から聞いておりますので、ぜひ今後、そういう若い世代というんですか、ちょっと少し低めの20代だとか30代、そういうところのUターンしたいと思っている方、またIターンで来たい方、あとは、今この伊豆の東海岸において、私、下田で仕事をやっていてよく聞くんですが、例えば、やはり皆さん家を持ちたいという希望をしている方がかなりいるときに、この河津町というのは、駅の近くにまだ土地があって、今後新たに家を建てて、何ていうんですか、生活の拠点にできる、すごくいいところだと感じている人はいるみたいですよ。

特に河津町にいれば仕事が、河津町を拠点にして天城を越えることもできますし、下田にも行ける、伊東にも行けるという形で、かなり地理的条件等もいいところがあると思いますので、これは近隣市町との人の取り合いという、ちょっとそういう形になってしまいますけれども、そういう希望がある方に対しての支援等、もしできれば今後考えていけばいいのかなと思います。

実は、私、先日下田高校で行われた高校1年生を対象としたトークフォークダンスというのに参加して、約30名の高校1年生といろんなテーマで話をしてきました。全員が下田賀茂地域の子供たちで、河津町出身の生徒も何人かおり、知っている子もおりました。

その対話の中で、私、やはり全員に、「高校卒業後は進学や就職に関係なく都会に出てみたいですか」というような質問をさせてもらいました。そしたら1人の女の子が、「そのときになってみないと分からない」という回答だったんですが、残りの子供たちは全てが、「とにかくまず1回、出てみたい」というような形で回答をいただきました。

やはりこの今の情報化社会で、もう高校生なんかはみんなスマホを持っていますと、いろんな情報がすぐ手に入って、東京行けば楽しいよとか、遊ぶところいっぱいあるよというのはあるので、憧れるところはすごくあると思うんですけども、それでもその中で、一方で、「この伊豆が好きだから、いつかは地元に住みたい」と。またある子、これは河津の子なんですけれども、実家が農業をやっており、「ぜひ、僕は大学でバイオテクノロジーを学んで、将来は地元で品種改良や農業生産の効率化等に取り組んでみたい」というような意見もありました。

これが実現して、この河津町に帰ってきて、なかなかここで、そういうことをやりながら

農業をやるというのは大変かもしれませんが、そういう夢を持っている子供がいるということは、すごく心強いなと思いました。

現在、この日本において、文部科学省の発表によりますと、令和4年度の高校卒業時点の就職率というのは約15%だそうです。85%が大学や短大、専門学校等、各種学校のほうへ進学する。それに当てはめると、この河津町においては、毎年今約50人前後の子供たちが卒業していると思うんですけども、そうすると、もう河津町の子供たちで本当に高卒で就職する子がもう二、三人程度というふうに思われます。

今後、子供が減っていくと、本当にこれからはもう高校卒業で就職するという選択をする子がどんどん減って、また就職場所もないことから、どうしても都会へ出てしまうということが現実的になると思います。

多くの人が高校、大学を卒業して、一般企業に就職するという道を歩んでいきますけれども、一方で、この自然に囲まれた環境で仕事や子育てをしたい、また、最近コロナ禍が終わり、ちょっと少し落ちておりますけれども、リモートワークやワーケーションを活用した2拠点生活、こういう形で現役の若い世代の方々は、この我々に比べて様々な視点や価値観で人生を歩もうとしていると思います。

その方々に選ばれるよう、今後はそういう若い世代、今、先ほど言ったIターン、Uターン、そちらの世代とか、若い世代も見据えた方々の獲得につながるよう、ぜひ、この河津町にいる若い人の意見を取り入れたりして、よりよい施策を続けて実行してもらいたいと思います。

では、続きまして、2点目、河津駅前広場の整備についてお伺いします。

通告では2点に分けて通告させていただきましたが、併せての質問とさせていただきます。

約4年間にわたり世界中で猛威を振るった新型コロナですけれども、この令和5年に5類に移行され、現状ではほぼコロナ禍前の日常に戻った感がありますが、河津町ではコロナ禍を挟んで路線バスの減便、タクシーの夜間運行取りやめや、台数減と、公共交通の衰退が著しいのが今の現状だと思います。

マイカーを持たない特に高齢の町民にとって、公共交通は文字どおり命の足であり、行政に携わる皆さんにとっても公共交通の維持、向上は喫緊の課題として捉えて、今年度は大変多くのご苦労と様々な苦慮をしながら、おかげで現在タクシーによる実証実験を行ってほしい、また、本日伊豆新聞にも掲載されておりましたが、「つなげる支援バス」、こちらのほうのまた実証実験を行うということで、本当に皆様のご苦労にはありがたく思います。

このような状況の中、先ほどの河津町令和7年度予算編成方針において、町長が掲げた「チェンジからサステイナブル」、持続性への新しい時代の「コンパクトで魅力あるにぎわいのまちづくり」に取り組むために、今年度新たにドラッグストアさんが開店いたしました。それに引き続き、この駅前地域の開発、整備を進めることが必須だと私は考えます。

一方で、現在の河津駅前地域の状況について、ちょっと多くの町民というか、多くというか何人かの町民さんから聞いたのは、「駅前に来たときに駐車場がないよ」ということを聞きます。あおきさんやマックスバリューさん等の大きな店での買物であれば、それぞれの店舗に併設されている駐車場に止めて買物ができて、さらに多くの人がそこに止めたままほかの店舗にも買物に行くという形で、今、駅前に来たときの駐車をしているのが現状だと思いますが、私どもは仕事が終わった大体帰ってくる時間が6時頃なんです。5時半頃から6時半頃までですか、その時間帯がやはり一番車も混んでいて、店舗併設の駐車場もいっぱい、車を止めるのに一苦労したり、大型店ではない専門店での買物等にも諦めたり、そういうことを私も経験していますし、そういう思いがあったよということを知っています。

このようなことを総合的に考えると、マイカーのない方向けの公共交通機関の確保と同時に、現状では多くの町民の移動の足はマイカー移動が主軸になっているということも踏まえ、駅前地域に駐車場の整備が必要不可欠ではないかなというふうに考えます。

現在、バス、タクシーのターミナルである駅前広場については、コロナ禍により、バス、タクシーの台数、便数、稼働時間が減ったにもかかわらず、コロナ禍前と変わらない運用方法のままで使われておりますけれども、「コンパクトで魅力あるにぎわいのまちづくり」を掲げている町として、将来的にこの駅前広場の有効活用についてどのように考えているのかについて1点と、続きまして、河津町では「まちづくりにおいて民間の力を活用し」ということを前面に掲げ、旧南中学校跡地への商業施設誘致を進めました。これをこの駅前広場の開発についても民間企業と連携した開発、整備を行うことが可能かどうか。

例えば、南中学校跡地の開発に携わった大和リースさん、こちらの会社は東北地方においては津波避難基準を満たす自走式立体駐車場、そういうものを整備、展開している、で、実績を上げているというふうに聞いております。

河津駅前には多くの町民の方が知っているように、静岡県第4次地震被害想定において津波浸水地域となっております。現状では、駅裏のマンションが津波避難場所として協定を結んでいると伺っておりますが、駅周辺地域の定住人口、また商業施設へ訪れる流動的人口を考えると、時間帯によっては津波避難機能を有する施設がもっと必要ではないかなというふう

に思われます。

このことから、先ほどの将来的に駅前広場の有効活用についてどのように考えているかについて1点と、もし駅前広場の整備を行うに当たって、実績がある民間企業と連携して立体駐車場等の整備を行うことは可能かについて1点、合わせて2点についてお伺いたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2点目の河津駅前広場の整備についてということで、2点お尋ねだったかと思います。1つは有効活用の方策についてのお尋ね、それからもう一つは民間資本と連携をした活用法があるかという、その2点だと思いますので、お答えします。

まず、駅前広場の関係でございますけれども、全体の話としては、駅前広場運営委員会というのを組織しております、定期的に、これは議会も含めた関係者で委員会を組織しております、その中で、予算ですとか事業内容については協議を行っております。

また、現状の占用台数の状況ですとか、有効活用について検討されているかどうかについても担当課長より答弁をさせます。それから、占用台数の関係で、後ほど担当課長から説明あるかと思うんですけれども、申請台数と現在運行している台数も若干差があるものですから、それも含めて担当課長より答弁、説明させたいと思います。

そういうことで、次の民間活用との関係について、私からお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、伊豆急河津駅周辺ですとか、駅前広場の駐車場については、町民移動の関係では大変重要な拠点だというふうには考えております。特に私は、前々から言っているのは、駅の北側、天城側ですね。民間所有地がございますので、その土地が、町と民間の方と、町は月ぎめ駐車場としてやっていて、民間の方も駐車場として使用している状況ですが、2つ合わせることによって有効利用ができないかということで、駅前の広場の北口の開発が進んではないのかなということで、前からその北側を、例えば一般の方の駐車場として、あるいは送迎の場所として活用できないかなということで、土地所有者であります、具体的には伊豆急行さんとでございますけれども、協議を進めてきた経過もあるんですけれども、これまで実際のところ合意には至っておりません。

そういう中で、今後もし仮に了解が得られれば、議員がお尋ねのような駅舎やホームなどを活用した整備も考えられるのかなと思いますが、まずは所有者の理解が必要でありまして、そういう中で、周辺の有効活用も考えられるのではないのかなと思っております。

とにかく、駅の北側と南側、南側は今、交通事業者の結束点といいますか、バスとかタクシーとか、観光事業者なんかの拠点として使っておりますし、北側が今、一般の駐車場とし

て、月ぎめ駐車場として使っておりますけれども、仕分けができる中で、駅周辺がもう少しにぎわえばいいなと思っておりますので、そんなことを今後考えてみたいなと思っております。

それから、駐車場の関係でございますけれども、今も町で駐車場もやっておるわけでございますけれども、今後の話としては、私は現時点では、桜まつり以外では町が特に駐車場を新たに造ることは考えておりません。というのは、桜まつり以外については、民間の駐車場でも大分空いているような状況があるものですから、あえて町が今以上に造ることも必要ないのかなという考えを持っておりますので、現時点では考えていないということでご理解願いたいと思います。

じゃ、担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは駅前広場の現状について説明させていただきます。

南口につきましては、鉄道、バス、タクシー、観光業者等の乗り継ぎの交通結節点として利用しております。占用申請により事業を実施しております。現在、バス3台、タクシー5台、観光事業者等5台の占用があり、桜まつり等で例年臨時の申請が2台ほどあります。繁忙期には利用されるものと思います。

来年度以降、テント部の維持補修を計画しておりますが、全面改修は、今は費用面からも考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 町長から北側のほうですか、駅の北側のほうの今後の有効利用ということを考えていて、なかなかやはりどうしても土地の持ち主がいることもあり、進まないというのは、これはもう本当に十分に理解しています。

また、私もこの質問をさせてもらいましたが、これを言ったからといって、本当2年、3年先とか、そんな短いスパンで簡単にできるものではないなというのはもう十分認識しているんですけども、やはり、今後「コンパクトなまちづくり」というところで、どこのまちに行っても、我々もそうですが、まず遊びに行っても、何行っても車で行くの多いですね、そうしますと車を止めるというのが一番の大変な最初の仕事になっているのが現状であり、特にこの河津町駅前、例えば三井のリパークですとかタイムズですとか、そういう時間貸し

の駐車場もないというところでもって、なかなか外から来た人が止めるところがないというのも現状であり、そうなると、こういう言い方していいかどうか分かりませんが、例えばあおきさんですとか、ああいうマックスバリュースさんだとかの駐車場へ止めて、ちょっとその辺行っているよそナンバーの方も見られますので、やはりそういうところを解消するのも必要かなと思いますし。

特に、先ほど私、大和リースさんが今現在東北地方のほうでもって実績を上げているというのを幾つかちょっと参考にさせてもらったんですけども、ホームページ等を見たときに、例えば1階は本当にバスやタクシーのターミナル、2階以上を駐車場として活用して、私が考えるに、ほかの会社等もいろいろ今展開しているんですけども、例えば壁面に太陽光パネルを植えて、植えてというか設置して、そして、その太陽光発電を使った電気自動車の充電を試みたり。

あとは、屋上に公園を造って、そこは町の人たちが、もし河津町でそういうことがうまくできれば、今現在、笹原公園ですとか浜公園が町の児童公園になっているんですけども、やはりちょっと駐車場が少ないよと聞くような形になれば、ほかからちょっと来て、そこに、屋上に公園でもあれば、駐車場は町民なら無料で使えるよ、上で公園で遊べるよ、例えば、そこにカフェでも併設すれば、そこでコーヒー飲めますよとか、ご飯も食べられますよみたいな形になれば、そこが、町民が集まる拠点にもならないかなというふうに、これは考えておりました。

そうすると、駅前側の北側のほうについては、今後も検討していく、先ほど伊豆急さんのほうが持っている土地でありますけれども、そちらのほうを中心にやっていき、南側の広場については今の現状のままいくということによろしいでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほども答弁をしておりましたけれども、私のイメージとしては、南側については交通の結末点といいますか、いろんな交通の方たちがそこで乗り継ぐといいますか、そういう位置づけだと思います。そういう中で、バスとかタクシーとか、そういう部分が利用しているという考え方があります。

ただ、議員がおっしゃるように、一般の方たちが、特に送迎なんかで来る場合、なかなか止める場所がないという話は聞いておりますので、実際のところ、交通安全の街頭広報なんかで見ると、やっぱりガード下の道に止めたりする例がよくあるかと思っておりますので、あれがちゃんとした部分で、安全を確認しながら、降りれるものがあればいいなとつくづく思っ

いるんですけれども、そうしてみると、やっぱり北側の部分をうまく、月ぎめ駐車場と併せた中で、そういう送迎のエリアとして、南側は営業スペース、北側はどちらかというと町民向けのスペースみたいな形で活用できると、仕分もできていいのかなと思います。

ただ、町だけの土地ではそれができないものですから、どうしてもやっぱり民間の事業者さんとその辺ができればいいなと思っています。やはり河津駅前、特に桜まつりのときに多くの方が利用されますし、一つの顔であるということもありますし、やっぱりコンパクトなまちのなかで、あの辺は商業地域としての位置づけもあるかと思いますので、駐車場の必要性は感じておりますけれども、今後、できれば駅の北口がうまくそういう形で理解されて利用できれば、特に住民の方の利用、送迎なんかにご利用できればいいのかなと。

もう一つは、私が見る限りですと、やっぱり自転車の利用も結構あるわけですね。今ガード下にありますが、あの辺りもやっぱり少し整理をされるといいのかなということで、もし北側でそういうことができるのであれば、駐輪場といいますか、特に高校生あたりが乗ってくる駐輪場なんかも整理されると、もう少しきれいになるのかなという感じもしますので、そんな形の北口が将来利用できればいいのかなということを思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 町長も将来に向かって、やはり駅前の整備の必要性というのはもう十分感じているのが今の答弁で分かりました。

実は私も今の河津駅の駅前の状況というので、何か、昔どんなんだったかなというのを少し調べたところ、宮崎商会さんの何かブログに、昭和35年、6年ですか、伊豆急が開通したときの写真が載っかっていまして、本当に田んぼの真ん中に今の駅があるような状況でした。

私が覚えているのですと、どんどん駅前のバス通りですか、バスのところ、バスが行き来するように整備して、何か私が中学の頃は、今の銀行さんがあるところが何かバスの乗り場になっていて、駅のほうはタクシーの広場だったのが、今の形になっていったなというのを思います。

やはり、まちというのはどんどん使いやすいように発展していく、発展させていくというのが一番理想的なのかなと思いますと、今言ったように、駅の周りに駐車場を造る、今後本当に駐車場というのはもう重要になってくると思いますので、駅の北側、南側にかかわらず、先ほど言ったように、例えば子供の送迎ですとか駐輪場、そういうものを併設した駐車場、また、先ほど私が最初の質問で言ったように、駐車場だけでなく、大和リースさんなんかで

は、東北のほうでは津波避難機能を備えた立体駐車場というのも展開しておりますので、いろんな資料や要素、また業者さんと話をして、将来に向かって、本当によりよい整備をしていただければと思います。

そういうものがあれば、今後は定住・移住、先ほど言いましたが、例えばそういうところにカフェを併設すれば、移住者でもってそういう、何ていうんですか、料理を仕事としている方がそういうところへ入れるよとか、そういうところも一つの目玉にすれば、さらなる定住・移住にもつながると思いますので、将来を見据えた駅前整備ということについて取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊 弘君） 1番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時23分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。

令和6年第4回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、1問目、県道115号線の今後の計画について。

2問目、大学等との連携協定の推進について。

3問目、河津分署移転計画についての3問です。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を願います。

1 問目です。県道115号線、町道大鍋・寺ノ上2号・3号線の今後の計画について質問をします。

県道115号線の維持管理についてです。県道といっても、途中から町道大鍋・寺ノ上2号・3号線に変わるわけですが、いわゆる大鍋林道です。これまで歴代の先輩議員がこの大鍋林道に関し、何度となく一般質問をし、さらに平成26年度の決算審査特別委員会の附帯意見として、大鍋・松崎間の通行ができるように努力されたいとして提出された大鍋林道です。いまだ現物支給による舗装整備のみとなっております。

松崎町との町境までコンクリート舗装がなされた松崎町側と比べ、いまだ半分も舗装されていないのが河津町の現状です。路肩が崩壊し、通行に支障がある場所も見受けられ、一般には供用されておられません。現物支給による作業従事者も高齢化により、ここ数年、作業がだんだんと困難になってきており、あと何年このやり方で作業ができるか、整備ができるか心配しているところであります。

私も、令和元年第2回定例会に際し、大鍋林道に関する質問をしました。この道路については、平成5年に国有林道大鍋線の町への払下げを受け、町道として管理すると同時に、県に県道として整備するよう要望しましたが、県道緊急整備事業での推進を示唆され、平成6年度に幅員8メートルの2車線の林道が計画され、その後、環境影響調査、社会環境調査、交通状況調査と事業効果の検討がなされたとのことで、見直し案で現道を拡幅改良し、バス1台が通行可能な1車線林道という案になってはいますが、予算の縮減などにより事業は止まっているとのことでした。

町は、ワサビ沢につながる道路であることから、今後も現物支給による維持を継続していくとの町長の答弁でありました。さらに、現在の現物支給制度で整備を続けたい、今後も県当局に整備継続を要望したいとの答弁でしたので、これまで町は、現物支給による整備が続いているんですけれども、県当局にはどのような整備を要望してきたのかお伺いしたいと思います。

先日、自由民主党河津町支部として、自民党国会議員、県会議員により県当局に何点かを要望する機会を得ることができましたが、大鍋林道に関しては期待を裏切るような回答でございました。県は、必要に応じて交通量を調査し、整備するとのことでしたが、そもそも道路が危険でまともに通行できる状況ではない上に、管理者である町が通行に供していないわけですから、交通量が増えるということは考えられません。

賀茂地域の建設会社もこの道路の必要性を感じ、訴えていると聞きました。先日、河津町、東伊豆町の建設指名業者8者と下田土木事務所長との両町の町長を含めた勉強会が開催され、その席においても、天城ループ橋の迂回路の確保、県道湯ケ野・松崎線の整備について話し合われたと聞いております。県当局は、どのような回答をなされたのでしょうか。お聞きしたいと思います。また、町長自身のその道路に関する回答はどのようになされたのでしょうか、お聞きしたいと思います。

また、林道部分には、ワサビ沢の所有者による暗渠部分については、いまだ3か所ほどがワサビ沢所有者の個人名義になっていると聞いております。これらの所有者は、無償で提供するとも言っているのですが、いまだそのままとなっているということです。ワサビ沢の所有者も世代交代をする中、これまでの経緯が分からなくなり、後になればなるほど提供も難しくなるのではないのでしょうか。管理者である町が道路の所有者から早急に譲り受け、所有者等との調整を進めることが県に要望するのにも熱意の表れとなるのではないのでしょうか。

町長の大鍋林道に関する考え方、これまでの県当局に対する要望の仕方、名義の変更に至らない理由、今後の県への要望について、これについての取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の質問にお答えします。

県道115号線、これ湯ケ野・松崎線の維持管理のことでお尋ねですので、お答えします。

県道湯ケ野・松崎線は、地元の大鍋区が下田土木事務所などに直接要望されており、地区として重要な路線であると町も承知をしているところであります。過去においても、県の予算づけにより改良工事等が部分的に行われてきております。町も本年度、令和6年度に区の要望を受けまして、路面補修などの対応について土木事務所をお願いをしているところであります。

町の対応でございますが、県道部分につながる林道の路面舗装などについては、通行に支障が出ないように、原材料支給制度を使って地元での対応をお願いしております。これは先ほど議員がお尋ねのとおりでございます。今後も、県が整備を進めていくようお願いを続けていきたいと思っております。

これまでの町や県事業の内容あるいは方針、名義変更に至らなかった理由などについては、後ほど担当課長より答弁をさせます。

お尋ねの本年9月に東伊豆町で行われた建設関係事業者との勉強会では、建設事業者から

梨本高架橋の迂回路確保と大鍋林道の整備について、災害時の緊急輸送路等の確保や農業振興という点で要望が出されました。この点については要望がありましたが、県から特に回答はなかったものと承知をしており、会議の内容が意見交換会というよりも県事業の説明と両町の事業者の発言を行ったもので、その内容については、私も特に回答するようなことはありませんでしたので、議員のお尋ねの回答としたいと思います。

それでは、担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは、県、町の対応、町道寺ノ上2号線の経緯について説明させていただきます。

毎年、地区要望を基に下田土木事務所へ要望しております。主な内容につきましては、幅員狭小箇所の拡幅、維持管理、安全管理等で、県のほうで対応してもらっております。町でも、町長の答弁にあったとおり、原材料支給を行うとともに、倒木、落石等の処理を随時行っております。

経緯につきましては、この道は、平成5年に原因は分かりませんが、道路内に民地が残っている状態で払下げを受けたものです。今まで事業の予定がなかったため、名義変更は行われていなかったものと思われま。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 県に要望するにしても、私が思うに、まだ町道の部分が個人の道になっている、土地になっているということであれば、そういう経過がしっかりと町の町道として管理ができるような形になりましたという形で県に申告する、要望するほうが町の熱意としてしっかりと伝わるのかなと、こんなふうに考えますので、その辺のいろいろな問題があると聞いてはおりますけれども、それらもクリアしていただいて、ぜひ町の管理の道路と、全線が管理されている道路だよということで県に要望を続けていっていただきたいと、このように思いますし、本当に実際、今、作業に係っている人たちも高齢化してきており、何年続けられるかを考えると切ないところがあるんですけれども、ぜひ支給量を増やしていただいて、早く上のほうまでつながることを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その道なんですけれども、伊豆縦貫自動車道のアクセス道路としての湯ヶ野・松崎線の活用はないのかお聞きしたいと思います。

県道落合・縄地線の工事着工が決まりました。それに続いて、アクセス道路としての県道115号線、これの活用はないのでしょうか。県道落合・縄地線は、伊豆縦貫自動車道のアクセス道路としての価値を評価され、今回の着工に至ったものと思われませんが、同じ賀茂郡内にあり、隣接している松崎町と河津町のアクセス道路が1つもありません。県道湯ケ野・松崎線が供用されれば、2つの町の交流もこれまで以上に盛んになるであろうし、伊豆縦貫道が来訪客の回遊性、これを重視するのであれば、賀茂の玄関口であるいわゆる河津七滝インターチェンジが拠点となります。すなわち賀茂の拠点となるわけです。

県道の開通により、巨大地震の際の孤立が予想される大鍋地区への道が確保されることとなります。東伊豆町のほうからは、農免道路を河津町内に向けて延長し、河津七滝ICを活用しようという動きがありますけれども、湯ケ野・松崎線を活用すれば、河津七滝ICから松崎町までが通行が可能となりますし、東伊豆町から松崎町に一気に行くこともできます。河津七滝ICを拠点に縦貫道を利用した観光客の回遊性が大きく伸びると思われますが、推進に対する町長の考え、これがあればお教えしていただきたいと思えます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の2問目の縦貫道のアクセス道路としての要望活動はということでお尋ねですので、お答えします。

私は、いつも伊豆縦貫自動車道路の早期実現に向けて、国や県に要望を行っているところでございます。要望の際に、議員お尋ねのように、関連をするアクセス道路の重要性も併せて訴えているところでございます。要するに、アクセス道路が整備されることによりまして、伊豆縦貫道を主軸にした、議員がおっしゃるような周遊ルートも広がりまして、大きなメリットが生まれるところから、その重要性も訴えているところでございます。

お尋ねの県道湯ケ野・松崎線が整備をされれば、松崎、西伊豆方面への回遊性が増すものと考えておりますが、実際のところ、現状を考えたときに、県道として松崎まで延長することはまだまだ時間がかかり、なかなか実現は難しいものと思われます。私としては、当面の県要望の中で、今後の伊豆縦貫自動車道路の天城線工事で大鍋地区内を本道路も利用すると思っておりますので、県道を工事用道路としての整備の一環として県から国に整備をするように、条件整備を行っていただくようお願いできれば、県道部分だけでも地区の皆さんの生活道路としての利便性が向上するものと考えております。

また、関連質問で議員がお尋ねの河津町の田中林道部分などの活用について、見高エリアと東伊豆町を結ぶ道路計画につきましては、農業振興の面も含めて県事業で調査が行われて

おりまして、完成すれば国道135号の迂回路としての活用も図られ、議員がお尋ねのように、伊豆縦貫自動車道路河津七滝インターチェンジから東伊豆町へのアクセス道路としても活用できると思っております。

いずれにしましても、冒頭に申し上げましたアクセス道路が整備されることによりまして、伊豆縦貫道を主軸にした周遊ルートも広がりまして、大きなメリットが生まれるところから、今後もアクセス道路の重要性についても併せて訴えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 町長のほうから今後も訴えていってくれるということですが、伊豆縦貫道の天城越えルートの着工に取りかかれば、きっと県道115号線、住宅のあるところまでが115号線だと思うんですけども、その工事用道路が整備されていくと思います。縦貫道が町道部分も含めてかなり奥のほうまで工事用道路が必要だと思いますので、それに際して、さらには115号線、県道の延長、拡幅ということも視野に入れて要望をしていただきたい。そして、早くこの道路を供用していただければ、1車線でも道が開通できて通行できるということになれば、便利さ、大分変わってくると思いますので、それについても訴えていっていただきたい、このように考えます。

河津七滝ICから、インターチェンジから松崎へ行くには、一旦縦貫道を箕作まで行って、そこから戻ってまた松崎に入るという迂回をしなければなりません。大鍋から直接松崎まで行けるようになれば、時間短縮、相当できるようになるので、観光客の回遊性も増えてくるのかなと思いますので、利便性も増えることから、ぜひ要望活動を続けていただきたい、このように考えますので、よろしく申し上げます。

それでは、2問目の大学、これとの連携協定、これについて推進をお願いしたいと思いません。

町では、青山学院大学と服部調理師専門学校の2校と連携協力に関する協定書を交わし、青山学院大学とは、包括的な連携の下、教育、文化、まちづくりなどの分野において相互に協力し、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とし、服部調理師専門学校とは、食文化等の促進により地域活性化及び町民生活の質の向上を図ることを目的とするとそれぞれしており、大学の訪問や講師による町民への調理指導など、どちらの協定も特色を生かし、その効果を上げていると思います。先日開催された青少年の主張大会でも、両校への訪問した中学生の意見を聞き、その効果を実感しているところでございます。

そこで、これら2つの学校だけでなく、多くの学校、大学等との交流、これができないかお伺いしたいと思います。

河津町には、これまで大学のゼミの合宿や部活の合宿で多くの大学から団体が訪れております。令和5年度には、教育旅行、合宿、スポーツ事業として補助を出し、河津町への来訪を進めているところではあります。中学校の研修旅行や各種のスポーツ大会での来訪に関しては、その規模により、これらの補助制度を活用することが可能ですけれども、大学の個々のグループ、これにはそれらの補助制度が周知されていないのが現状ではないでしょうか。また、個々のグループへの対応では、単年度で終わり、継続性が認められない、このようにも考えます。

大学の学長、学部長を通じ、学校と直接協定を結ぶことができれば、学生に周知しやすくなり、活用が増えるのではないのでしょうか。学生の来訪が増えれば、まず若者が町に多く来てくださいます。町内の活性化につながります。そして、多くの方に来ていただければ、経済波及効果、これも認められます。

特に考えられるのが、多くの学生に河津町というところを知っていただけることになるのではないのでしょうか。そして、いいなと思ったら、卒業後に、ここで社会人として河津町に旅行したりするリピーターにもなってくれる。そして、さらに、少ない確率なんだろうけれども、河津町に住みたいな、河津町が気に入って住みたいなと思って、移住や就業先、就業者、これの確保にもつながるのではないのでしょうか。そして、泊まったことにより、食べたものにより、河津町の食材、宿泊施設を活用した将来のふるさと納税の確保、これなどが考えられ、多くのメリットが考えられるのではないのでしょうか。

一部ですけれども、私の知る限りで、これまでインターチェンジ周辺地域振興計画、これがあったんですけれども、立てる際のワークショップ、これのときに日大国際関係学部の学生さんが見えられていました。そして、湯ヶ野地区での五目並べの大会、これコロナ前に始まったんですけれども、途中で、今、つながってはおりませんけれども、その際に昭和女子大の学生さんたちが参加してくれたこと、平成国際大学の陸上部の合宿、そのような大学との交流もあります。また、町内の中学校の卒業者、多くの卒業生が進学した大学などなど、多くの大学が私の町、河津町との交流があります。これら交流のある学校と協定を結ぶことにより、さらなる交流が生まれるのではないのでしょうか。

宿泊業者にお聞きしたんですけれども、私が言った以外にも多くのゼミの合宿、それから部活動の合宿、多くの大学生などが河津町を訪れているそうですが、皆、団体のグループと

なっていて、直接学校と協定を結べば、もっと多くの学生に河津町を知ってもらえる、訪れていただけるのではないのでしょうか。多くの学校等との協定について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の2問目、大学等との連携協定の推進についてということで、多くの大学と交流ができないかという質問だったと思います。お答えします。

まず、考えについて私のほうから答弁させていただいて、その後、実績等もありますので、それについては担当のほうからまた答弁差し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

まず、現在は、お尋ねのように、青山学院大学と専門学校の服部学園との連携協定により各種の事業を行っているのは、議員がお尋ねのとおりでございます。これまで青山学院大学とは、カーネーションを通した母の日のイベントなども行っておりましたが、現在は、中学生の体験学習を中心に事業を行っておりまして、特に中学生には大変好評であり、希望者も多いと聞いております。

また、議員がお尋ねのように、先日行われました青少年の主張大会でも、河津から参加した中学生が大学に行くことによって大きな影響を受けて、今後の進路についても考えるような意見があったと思います。そういう意味で、この事業の意味があるのかなと思っております。

それから、服部学園とは、今年は高校生の派遣ですとか、河津町で地元の希望者に指導をしてもらっておりまして、また、学生のインターンシップとしての地元事業者への受け入れるための旅費の一部助成なども行っておりまして、こちらも地元の事業者及び学園のほうでも好評であると聞いております。

お尋ねの大学との連携についてでございますが、確かに多くの学校と連携協定等で交流事業を進めることも大変意義があるとは思いますが、一方では、例えば河津町は、渋谷区にある学校との交流のように、幾つかの学校に絞って内容の充実を図ることも本来の目的が達せられることに当面は重点を置きたいと思っております。多くの方に河津町を知ってもらい、関係人口の創出にもつながるものと考えております。渋谷区内だけでも大きな効果があるものと考えております。

また、教育旅行、合宿、スポーツ大会等参加誘致促進事業補助金として観光協会へ補助金を出している事業を行っておりますが、こちらの目的は観光誘客であります。議員がお尋ねのように、毎年、修学旅行やスポーツやゼミなどの誘客対策として、お尋ねのような大学

とも交流させていただきましたが、先ほど申したように、現状では、ほかの大学との協定は考えておりません。

昨年度の学校関係交流事業の実績ですとか、教育旅行、合宿、スポーツ大会等参加誘致促進事業の実績については、それぞれ教育長及び担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 私のほうからは、中学生の青山学院大学学習交流事業について説明させていただきます。

先ほど渡邊議員のほうからもありましたが、今年度参加した生徒の1人は、青少年の主張大会で、「今回の体験が今、抱いている夢は、本当に自分が楽しんでやり抜ける仕事なのかどうか深く考えるきっかけとなりました」と述べています。このように、実際に大学を訪問して河津の中学生のために用意された活動を体験し、視野を広げて大学の構内を歩きながらできる交流事業は、視野を本当に広げ、将来の自分を考える貴重な体験になっています。また、保護者の中にも本交流事業の目的や価値が浸透してきています。よって、現行の交流で内容の充実を図り、さらによりよいものにしていけたらと考えています。

青山学院交流事業の参加者等の詳細については、事務局長より説明します。

○議長（渡邊 弘君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） 私からは、教育委員会で実施しております青山学院大学学習交流事業の詳細についてご説明させていただきます。

平成29年に河津町と青山学院大学とで締結した連携協定に基づき、令和元年から事業を実施しております。河津中学校3年生から希望者を募り、昨年度は24名、今年度は25名の参加がございました。青山学院大学で大学の施設見学や体験講義を受講しております。また、本年度については、併せて連携協定を締結しております服部栄養専門学校も訪問し、学校の施設見学や実際に料理の体験を行いました。今後の進路や将来のことを考える中で、様々な体験をしていただき、視野を広げていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、教育旅行、合宿、スポーツ大会等参加誘致促進事業補助金の実績について説明をさせていただきたいと思います。

町では、観光協会へ補助を行いまして、観光協会を経由した教育旅行、合宿、スポーツ大

会での宿泊者に、上限はございますが、1泊1人2,000円の補助を行っております。令和5年度の実績でございますが、20件の団体に合計174万5,000円の補助を行っており、そのうち大学につきましては2件、延べ19人の宿泊に3万8,000円を補助しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 教育長のお話の中にもありましたけれども、この青山学院大学、それから服部調理師専門学校に通っていくことができ、非常にその価値が保護者にも分かってもらえたということですが、これ本当にいいことだと思うものですから、裾をどんどん広げていってほしいな、このように考えますし、将来の河津町を担う子供たちには、ぜひ体験していただきたい、どんどん進めていただきたい、このように思いますし、町長のおっしゃる渋谷区、これに特化したいということでありましたけれども、渋谷区にも多くの大学、学校等がありますので、少しでもその裾野を広げていっていただければ、このような体験が子供たちにもできていくのかなと考えますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、先ほど町長の回答にもありましたけれども、インターンシップ、職業体験、これの受入れ、これについてはお聞きしたいと思ひます。これまで都会からの移住定住の受入れを公表しているところではございますけれども、町内の受入れを公表している事業所、これが町内ではちょっと少ないのかなと、このように考えております。当町は、大きな企業は少ないのですけれども、昨年度は、町内のホテルにおいて、インターンシップ補助金制度を活用して職業体験を実施したと聞いております。本年度もこの制度、このような制度の活用事例、これはあるのでしょうか。

協定を結べば、多くの学校からのインターンシップの受け入れ、これが受入れやすくなるのかな、このように考えますし、町内には、1次産業から2次産業、3次産業と多くの事業者がおりますけれども、町が積極的にそれらの受入先を発掘しておくこと、これが卒業後の移住定住の促進につながっていくのではないのでしょうか。

移住希望者の中の声を聞くと、私の関係だけかもしれないんですけれども、農業経営をしてみたいというような移住者も結構いると聞いております。河津ならではの農業の種目がある中で、問合せがあつて初めて、このような町が問合せを受けて、誰か受けてくれる人いかな、こうやって探して歩くのではなく、あらかじめ各種の受入れ事業者、これを確保し、

学生などに迎え入れる準備があることを周知してもらう必要があると思いますが、これら受入れ事業者の発掘、これについてはなかなかできないものではないでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の職業体験の受入れということでございます。学生について、職業体験を希望する場合には、インターンシップ等滞在者補助事業を活用して受入れを推進したいと思います。この制度は、私も町内の事業者から、従業員不足と聞いていますかね、そういうことも聞いておりましたものですから、観光業なんかにも大きな影響があるということは聞いております。

そういう意味で、この制度を取り入れることによって、今後、そういう従事者を雇用することのできる機会が広がるということも含めまして、この制度を今年度から実施をしたところであります。昨年度ではなくて。そういうことで、インターンシップ等の滞在者補助事業は、今年度より地元事業者を受け入れるインターンシップ事業に補助をしているものでありまして、今年度の実績も踏まえて、次年度についても効果があると思っておりますので、継続をして進めたいと思っております。

また、議員がお尋ねの農業者の研修制度などの活用についても、確かに農業をやってみたい若い人がいることも確かですので、町では、新たな農業者の後継者づくりのために、地域おこし協力隊員として農業分野に関心がある隊員の採用や募集を行っておりまして、現在でも河津町で協力隊員として活動している者がございまして、新たな作物栽培などを目指して研修をしております。

現在のインターンシップの受入れ状況ですとか、農業事業者を目指す地域おこし協力隊の活動につきましては、それぞれ担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 私からは、インターンシップ交通費助成金交付事業の活用状況について説明させていただきます。

なお、令和5年度は、制度はございませんでしたので、実績もございません。

では、今年度新たに創設したインターンシップ交通費助成金交付事業の現在までの活用状況についてですが、11月末現在、19人の学生がこの制度を活用して町内の宿泊業者にインターンシップに来ていただき、受入先の企業からは好評を得ています。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、農業従事者を目指す地域おこし協力隊の活動についてお答えさせていただきたいと思います。

地域おこし協力隊の活動でございますが、現在、1名の隊員が上佐ヶ野地区のブルーベリー園にて園の維持管理や農作物の育成管理、近隣農家の手伝い等を行いながら、将来、就農を目指して活動をしているところでございます。

来年度もブルーベリー園やカーネーション見本園での支援を得るべく、2名程度募集したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） インターンシップ制度、これについては、私がちょっと調べ間違えたのかなと考えますけれども、これについては非常に好評であるということで、町長からも来年度も継続していきたい、このような回答をいただきましたので、ぜひこういう輪も広げていっていただいて、移住してきてくださる方、これの募集につなげていっていただければいいかと思います。

そして、地域おこし協力隊がブルーベリー園とかカーネーション見本園、これについての農業に少しでも興味を抱いていただければ、また家族を連れての移住ということにつながりますので、それらの事業もぜひ推し進めていっていただきたい、このように考えます。

その関係で、現在、先ほどはグループとかそういう形で言っていたんですけれども、大学や企業、こういうものがいろんな研究施設を探していると思うんですけれども、新しい研究をするには新しい施設というのが必要になって、新しい場所での研究が必要になるのかなと考えますけれども、この募集や受入れを行うということはできないでしょうかということを知りたいんです。

これらの話を大学と進める中で、いろんな大学との協定、先ほどから言っている協定があれば、どうだろうかというような話がしやすいのかなと、このように考えますけれども、研究施設のほうでも、町と協定を結んでいるところだから、そのような大学の先生方がこちらで研究室を持ってみたいよということができると思うんですけれども、それが受け入れやすくなるのではないのかなと考えます。

そのような形がうまくいけば、旧の西小学校、東小学校の施設、これらも今、活用されて

いない状況ですけれども、うまく活用ができるのではないのでしょうか。これについて、一朝一夕にはなかなかいかないと思うんですけれども、ぜひ大学、企業などの研究施設、これの募集や受入れ、これについてお願いしたいと思っておりますけれども、町長にお答えをお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの大学、企業等の研究施設の受入れの関係でございます。今後の大学などの研究施設の募集などについての意見でございますが、旧東小ですとか西小の活用については、特に西小については、廃校プロジェクトにも登録しております。そういう中で、公募など募集等を行っておりますが、サウンディングなどで大学や研究機関の意向があれば考えてみたいと思っております。

特に私は、公共施設の有効利用という点では、町が協力できるものがあれば、その中でまた誘致を図ってみたいと思っておりますし、取りあえず今、廃校プロジェクトに登録をして募集をしている段階でございますので、今後の動向を見守りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 西小学校、特に西小学校は、みんなの廃校プロジェクト、これに登録して、今、その応募状況を待っているところだということですが、学校との協定により、多くの学生に少しでも河津町を知ってもらい、このような機会になると思うので、ぜひこれらも検討していただきたい、このように思います。

では、2問目を終えて、3問目ということで質問させていただきます。

下田消防組合の河津分署の移転計画についてお伺いしたいと思います。

私は、一部事務組合、下田地区消防組合の議員を現在しておるところではありますけれども、老朽化の進んできた河津分署の移転先として計画されていた防災公園ですけれども、造成の完了の見込みがまだ決まっておりません。令和5年度の決算審査を通じ、委員会の附帯意見として、2、老朽化し、浸水域にある消防河津分署の移転は、防災公園完了までの時間的余裕がない。移転候補地を早期に再検討されたいとしました。

町の考える方策というのがどうなっているのか、あまり本当に時間がないと考えておりますのでお聞きするんですけれども、今後もこれまでどおりの計画を継続して造成後の防災公園に建設を予定するのか、新たに移転先を探して検討する計画をするのか、今後の目指す計画をお教え願いたいと思っております。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員から河津分署の移転計画についてお尋ねですので、お答えします。

お尋ねのとおり、当初計画をしている防災公園内に下田地区消防組合の河津分署の移転を考えておりましたが、計画地が盛土などの造成地でありまして、また、法的な規定もありまして、別の候補地を検討しているところではあります。お尋ねの点につきましては、計画の防災公園内ではなくて別の場所を考えたいと思っております。

消防組合の中では、令和10年度に設計、令和11年度の完成を目指す予定と聞いておりますが、まだ具体的な話は、組合の中では方針が示されていない状況でございますが、今後、そういう中で検討してみたいと思っております。また、候補地でございますが、災害等の危険リスクが少ないところを候補地として検討したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 新たな場所を候補地として検討するというものであります。下田消防組合の本部、本部庁舎、これ自体も浸水域にあるということで、移転を検討しているということで今まで話が出ておりましたけれども、河津分署についても移転を計画していただきたい、このように考えておりますので、ぜひ早急に候補地を決定していただいて、新しい、新たな河津分署が建設されることを早急に願いたいと考えております。

以上で私の一般質問、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

1時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

遠藤嘉規議員。

〔6番 遠藤嘉規君登壇〕

○6番（遠藤嘉規君） 6番、遠藤嘉規です。

令和6年第4回定例会開催に当たりまして一般質問を通告しましたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次の2件、1件目は、災害ごみの取扱いについて、2件目はインバウンド対策について、以上の2件でございます。町長及び関係課長の答弁を求めます。

質問に先立ちまして、町長の行政報告の中でもあったんですけれども、10月26日に長野地区防災拠点施設が完成をしたということで、平時は地域のコミュニティーの中心として、有事の際には見高浜地区、入谷地区、長野地区の住民が避難をすることができる施設ということで、地域の防災機能の強化にかなり資する施設になったなというふうに考えております。

今年の夏に南海トラフ臨時情報が発令されて、今回は特に避難等々なかったんですけれども、あれは状況によっては1週間以上事前避難が必要になるようなことも出てくる警報だったんだなというふうに思います。地域の高齢者が増える中において、この施設の役割というのが大きなものになることが可能性としてあり得るなということで、かなりの効果が期待できる施設になろうかというふうに思います。この施設を造るに当たって、町長、担当課長、建設業者の方々には大変ご苦労かけたのかなというふうに思いますが、地域住民の一人として最大限の感謝を表したいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。

災害ごみの取扱いについてということでお伺いをいたします。

昨今の国内の自然災害の状況というのを見ますと、なかなか厳しい状況が続いているなというふうに考えます。今年1年を単体で振り返っても、正月元旦早々の能登半島地震から始まりまして、夏には南海トラフの臨時情報の発端になりました宮崎県沖の地震、地震のほかにも火山の噴火があったり、海外の遠くのほうで発生したのが原因の遠地津波が発生したりということで、いろいろな災害が日本国内を襲っていると。

そのような中において、大雨などの水害というのが結構、毎年のように全国を襲っております。今年は身近なところだと6月17日に沼津市の周辺で大雨がありまして、床上浸水が36棟、床下浸水が103棟ということで被害が出ております。7月10日には山口県で、7月25日には秋田県と山形県で、その秋田、山形に関しては2,088棟の浸水被害が出ています。8

月下旬には台風8号の被害があつて、9月20日にはまた能登半島で大きな水害が発生をいたしました。近年の水害というものを見ていくと、ちょっと数え出すと切りがないぐらい毎年のように各地で起こっているというところを考えますと、この河津町が被災していないというのは、たまたま被災をしていないというような状況なのかなというふうに考えます。

全国各地で被害が出ているこの水害なんですけれども、この河津町を水害が襲った場合というところを考えた上で質問をしていきたいというふうに思います。

今年3月の議会において渡邊弘議長の一般質問の中で、災害ごみに対する質問というのが少し行われております。その中の回答において、災害廃棄物を分別・保管・処理するために一時的に集積する場所、仮置場候補地を選定しているんだけど、確定には至っていないというような回答がございました。これに関してはその後進展があったのかをお伺いしたいと思います。

また、計画中の防災公園で仮置場となる一次集積スペース、防災機能の一つということで想定されているということなんですけれども、この防災公園の完成というのは当面、先になるという状況の中で、例えば今日被災をしたというような緊急の状況の場において、このごみの仮置場の予定地というのはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員のお尋ねの災害ごみの扱いについてお答えします。

まず、災害ごみの集積場所の予定地の関係で質問しておりますので、お答えします。

災害ごみの一次集積所としては計画がございまして、平成29年に作成をした「河津町災害廃棄物処理計画」がございまして、その中で一次集積所として町内3か所を指定しております。ただ、災害時に3地区に運搬することを考えたときには、やっぱり一次集積場をより近くで管理しやすい、できれば1か所に排出することが大事だと考えておまして、さきにお答えしていると思いますが、将来的には計画中の防災公園に一次集積場所を考えております。具体的には、種類ごとに分けて搬入する必要がありますので、防災公園の外周の一般的な洞部分といいますか、ちょっと奥まったところを考えております。

お尋ねのように、防災公園の事業が国との調整の関係で盛り土事業が遅れている状況もございまして、調整が済み次第、搬入の運びとなると思われまして、当面は、現状のとおり3地区を想定しております。事前の準備や調整など、まだまだ検討する余地はあろうかと思いますが、今後はできるだけ準備や周知ができる体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 町の廃棄物処理計画の中では町内に一応3か所、そして、できれば被災地に近いところで1か所できるといいなということで、防災公園予定地の周辺を使って処理をするということも考えているということで、今日被災したという状況下の中において、そういう準備が事前にできているというのは大事なことかなというふうに思います。

この仮置場の選定というのが完了していないという状況であったり、町長のお話にもありましたけれども、できるだけ近いほうがいいということで、仮置場が遠いような状態だったり、搬入がスムーズにできないというような状態になると、片づけが進まない。片づけが進まないと、空き地に自然発生的な仮置場というようなのが、必ずどの災害でもできてしまって、それが起きちゃうと町が管轄していない、把握していないような中でのごみ集積が始まってしまうので、後々トラブルになるというようなことが起き得るので、事前にそうやって準備をしていただければありがたいなというふうに思います。

その集積所に集まる災害廃棄物、破損した家財、こういったものは集積した後に、どこで、どのように処分をするのか。ごみの分別や何かはどのようなになっているのか。水害の場合に、往々にして破損した家財やら何かのほかに、流れ着いた土砂であったり、瓦礫だったり、こういったものも同時に出てくる、これらの扱いというのはごみと同じように扱うのか。仮置場からごみの処分場、河津だと東河の環境センターになろうかと思うんですけども、ここへ運搬するのに収集事業者の方々の協力を得たりとか、環境センターの協力を得たりとかやるんだと思いますが、このあたりの事前協議というのはどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、質問のごみの処分の仕方あるいは環境センターとの関係、事前協議の話だと思いますので、お答えします。

大変難しい部分があるかと思いますが、また後ほど担当課長から分かる範囲でお答えします。

まず、災害時のごみの処理の問題は、被災地の復興について大変重要なことであると考えております。多くの課題が考えられます。議員がお尋ねのように、一次集積所での仕分けや搬入のルールづくりもしっかりと対応しなきゃならないと考えておりますので、今後、内部においてもしっかりと検討しなきゃいけないこともあるのかなと思っております。

これは、私が県内の災害のあった首長からごみの一次集積についての問題点を聞いた話で

ございますが、搬入して集積する場所の管理がとても重要で、特に災害時には時間外や分別がされないものが運搬や集積をされると、後で大変なことになるよという話を、ほかの首長からも聞きました。特に時間外などについては柵などを設けて無差別の進入を防ぐことも管理上重要であるという話を聞きました。

そういういろいろな点で、このごみの処理の仕方あるいは搬入の仕方についてもちゃんとしっかり体制を整えなきゃいけないなと思っておりますが、その取り扱い方については担当課長より答弁をいたします。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 町民生活課からは災害ごみの処分の方法、事前協議の状況についてお答えいたします。

災害ごみを誰が、どこで、どのように処分するのかですが、災害廃棄物は一般廃棄物でありますので、災害が発生した場合、町が主体となり災害廃棄物の発生量の推計、撤去・運搬、仮置場の管理運営、最終処分、再資源化などの計画を定める必要がございます。町単独で処理が困難と想定される場合には、県への支援や広域的な相互協力を視野に入れた体制となります。

次に、処理の基本的な流れでございますが、発生した災害の規模や町の被災状況によっても異なりますが、一般的には災害発生後、ごみ処理施設である東河環境センターや収集委託業者などの被害状況を確認した後、道路の復旧状況など収集と運搬が可能なことを確認して通常の生活ごみと災害ごみ等を分けて、具体的な分別方法や出し方について町民の皆様にお知らせをすることになります。仮置場が開設された場合は、分別されていないと、その後の処分に時間がかかり早期復旧の支障となりますので、分別にご協力をいただきます。

対象となる災害廃棄物は、住民が自宅内にある被災したものを片づける際に排出された片づけごみと損害家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物であれば家財や土砂、瓦礫等も災害廃棄物として想定をされています。

事前協議につきましては、現在委託している収集委託業者と災害時の協議はこれまでは行っておりませんが、昨年度は県と協定を締結している公益社団法人静岡県産業廃棄物協会伊豆支部の方が来庁されまして、大規模災害時における災害廃棄物の処理等について町から支援があった場合の支部の協力体制について確認をさせていただいております。

また、東河環境センターでは、大規模災害のときを除き受入れ可能な場合にあつては、通

常の生活ごみを受入処理しつつ災害処理廃棄物の受入れも行うということを確認しております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 基本的に災害廃棄物に関しては町が処理を行うというようなことで、ルールづくりというのを今後しっかり考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

町長が先ほどおっしゃられた時間外に捨てるというようなトラブルがあるという話がありましたけれども、これに関しても本当に毎回どこでも起きる話で、災害廃棄物置場という名目にもかかわらず、水害で被災していないエリアの方が、家庭のちょっと処分に困ったような粗大ごみをそこへ持ってきて捨てるようとして、そこで役場の職員の方とトラブルになったりなんていうような話もまま聞く話なので、その辺りの扱いというのも事前にしっかりと町でも準備をしなきゃいけないし、町民の方々にもしっかりとそこを承知しておいてもらわないといけないのかなというふうに思います。

災害廃棄物の分別区分の周知、分別しないといけないよという。その分別に対応した仮置場の事前計画と、その住民へのアナウンスというのは必須なのかなというふうに思います。今回、当局の皆様のお手元と議員の皆様のお手元に事前資料として配付をさせていただいたんですけども、これが伊豆市のごみの出し方便利帳ということで、伊豆市で全戸配布しているごみの出し方の資料ですけども、これも一般生活の中における分別表からいろいろな日常生活における粗大ごみの出し方とか、そういったものが載っているものなんですけれども、これの一番最後のページに、「災害廃棄物について」ということで載っています。これ、皆様のお手元に配付させていただいているんですけども、ごみをどういうふうに出すのか、どのタイミングに出すのか、それを出す仮置場ってどういうところなのか。一番注目していただきたいのが右下にある仮置場のレイアウト、イメージというのがあるんですけども、ここに受付をして処理困難な廃棄物、不燃物、家電類、石膏ボード、スレート板、可燃物、金属類、木くず、コンクリート殻、廃棄物混入土砂というようなことで、ルートが載っていて、ごみをこういうふうに捨てるんだということが事前に町民にも周知されていると。

こういうことができていると、よくあるパターンが、一次集積所に持っていった方がいいんですけども、どこにそのごみを捨てていいのかわからないのか、あっちに行ったりこっちに行ったりと動くことになって、すごい1人当たりがごみを捨てるのに時間がかかる。なので、その前が渋

滞ってしまう。なので、被災直後になると、ごみ捨てるだけで1時間も2時間も半日もかかって、そんなに待ってられないとあって、近所にじゃ取りあえず置いておこうと言って置いたところにほかの人も置いてしまって、町の把握していないごみの仮置場ができてしまいます。さらに、そこに生活ごみが入って、ボンベなんかの危険物も入って、だけど町の管轄していないものだよという話になるから、なかなか処理が進まなくて火事が起きちゃったというような話もまま聞きますので、そういった面も含めて、こういった町民への事前のアナウンス、こういったものを参考にしてみようかと。

また、民家が被災した場合には、仮置場に持っていくことによって行政が処分を行ってくれるというのが一般的なんですけれども、例えば事業者、商売をしているところが被災をしたと。物販のお店だったり、飲食店だったりというところが被災をした、そういったときのごみの扱いというのは、一般家庭じゃないから別だよというふうになったり、農地にいろいろ瓦礫が流れ込んだ、これに関しても生活に直ちに復旧の必要のないものだから別だよというふうになったりする例があるんですけれども、そのあたりの対応を河津町ではどう考えているのか。

最終処分に関しては東河環境センターで行うということなんですけれども、東河環境センターは東伊豆町と合同で運営をしているというところがある中で、東伊豆町との連携というようなことを今後考えていく必要もあるのかなと思います、そのあたりの計画はどうか、3点お伺いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの遠藤議員の3点の質問でございます。

事前周知の提供あるいは商業地や農地の対応あるいは連携の話だと思っております、お答えします。

まず、先ほど事前周知の話で伊豆市の例を提示をいただきましたけれども、今後の課題にはなるわけなんですけれども、河津町としてどうするかという中で、今ちょっと私が思ったことは、もし計画等がある程度できていれば、河津町の場合には防災ガイドブックがありますので、そのほうにごみとは別の関係で、防災の観点で作るのも一つの方策かなと思います。そうすれば一つのとじの中にできるのかなと。伊豆市の場合、多分、ごみのことでやっていると思いますけれども、河津町は防災という考え方の中でごみ処理のことについても周知ができるのかなと思いますので。まだいつということがはっきりしませんけれども、考えとしてはそんな考え方もいいのかなと今ちょっと思ったことなので、答弁させていただきます。

その中で、特に私からは、連携について答弁したいと思います。

東河での連携の必要性については、河津町と東伊豆町で一部事務組合の東河環境センターの組合でごみ処理を行っておりますので、当然、災害時にも密接に協力・連携していくべきものと考えております。さらに、河津単独や東河で対応できない場合には、広域的な対応も必要になってくると思いますし、また、単独でも特にし尿の関係については組合での対応が重要な部分であるのかなと思っております。

今後は、広域的なごみ処理も含めまして、災害時の対応など、これは県が上位計画をつくっておりますので、県の計画による体制づくりも必要であるかと思っております。

いずれにしましても、災害廃棄物の処理については事前の計画づくりが重要と考えておりますので、河津町に現在あるのは平成29年作成の河津町災害廃棄物処理計画でございますので、この改定も含めて、各部署と連携を取りながら進めていって、そのある程度方向性が出てきたら、事前に町民の方に知らせることもあるのかなと思っておりますけれども、もう一度この計画を見直すことによって新たな対応ができるのかなと思っておりますので、そんなことを考えてみたいと思っております。

また、お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 事業所や農地の場合のごみなんですが、町や市が処理を行うものは、原則、家庭から出た災害廃棄物が対象です。事業所等は事業者が適正に処理することが基本となっておりますが、災害の規模や要件によっては異なる場合もございますので、適正に対応したいと思います。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。

町の災害廃棄物処理計画の改定も含めて今後検討していただけるということで、この伊豆市の計画、僕、たまたま調べていく中で、伊豆市はもうこういうのつくっているよというのを伺ったので、市役所へ行っていただいてきたんですけども、これのほかにも全国でそういう取組をもう既に行っている自治体や何かが。

さらに、災害した後の復旧というところで考えると、東日本大震災のときに、どこの被災した自治体もいろんなごみが混ざってしまった中でもものすごい苦労されながら、それを解決

していったという事例がある中で、東松島市のごみの処分の例というのがものすごくいい参考になるということで、結構どこを調べても東松島の例というのは出てくるので、そういったものもちょっと今後参考にしていただきながら計画を練り直していただいて、なおかつ町の中で持っているだけじゃなくて、町民の皆さんにもこういうふうに対応してくださいねというのを事前に言うておくことで、スムーズな処理ができるのかなというふうに思います。東河で解決できない場合は広域連携の力を使ってということで、大変心強いなというふうに思うんですけども、このごみの問題が解決しないと復旧復興って全然進まないというふうに考えますので、被災すると災害ボランティアの方々が入ってきますけれども、災害ボランティアの方々が被災したお宅に行って土砂をかき出したり、家財を出したりということをやりますけれども、それを捨てる場所がないと、どうしても作業がそこから先進まなくなるというようなことがあります。なので、1回それが訳の分からないところでたまっちゃうと、時間もかかって、予算もかかって、人手もかかってという、ものすごい後々まで影響をする案件になりますので、この災害廃棄物の対応というのを見直すときに、いろいろな事例を調査していただいて、よりよい対策を練っていただきたいなと思います。よろしく願います。

それでは、災害ごみの扱いについてを閉じさせていただいて、2点目のインバウンド対策についてということで質問をいたします。

コロナ禍が世界的にも収束をいたしまして、海外からの観光客の方が増えつつあるということでニュースになっておりました。9月までの集計で、コロナ前の2019年の観光客数を超えることが確実になったというような報道もございます。身近なところで賀茂郡内の市町のインバウンドに対しての取組というのを見てみますと、台湾からの誘客にとっても力を入れ始めているなというふうに感じます。台湾からの誘客というのをちょっと調べてみたら、静岡県外の対応や何かを見ても、かなり積極的に取り組んでいる自治体、県がございまして、東北のほうの県なんかを見ると、もう県単位で台湾からの誘客をやろうということで、かなりの誘致合戦の様相を呈しているなというふうに思います。それこそもう官民連携で、ありとあらゆる県も加わって自治体も加わって、民間も加わってということで、かなりの取組をされている。

身近なところだと、新聞で数日前にも出ていましたけれども、東伊豆町は官民連携で九份のちょうちんのイベントというようなことで取り組んで、東伊豆町の議会も日台友好議員連盟を発足させて、その発足式に台湾からの代表団の方に来ていただいて、御石曳まつりに

参加をしていただいたなんていうようなニュースが今年出ています。実際に東伊豆町に関しては、宿泊関係でもお客さんを誘致してということで取り組んでいると。

南伊豆町でもやっぱり同じように日台友好議員連盟を今年発足しまして、いろいろ取り組んでいるんですけども、行政と議会が台湾の自治体に赴いていろいろ話をしていく中で、台湾の修学旅行の子供たちを南伊豆町に誘致をしているというようなことをやっている。さらにそれに加えて、南伊豆町の高校生を対象にして台湾青少年交流事業というようなことで、南伊豆町の高校生を台湾の関係性の深い自治体に派遣をして、国際交流を進めるというようなことも取り組んでおります。

西伊豆町に関しても、やはり交流が進んでおりまして、堂ヶ島のトンボロ現象が有名ですけども、それと同じような現象が起きる澎湖県というところの自治体との関係強化に取り組んでいる。ここも台湾の澎湖県の商工会の方々が西伊豆町に来町したり、町長が現地に行ったりということをやしつつ、澎湖県に中学生の代表交流派遣事業というものを行っておりまして、次世代を担う中学生が友好関係を結んでいる澎湖県に行って、夏の間5日間の交流をするというような取組も行っているというようなことで、結構いろいろな形で各自治体、手を変え品を変え取り組んでいるなというふうに考えます。

そう考えると、河津町の現状の取組がどのようになっているのかなということで質問をします。外国人観光客誘致の考え方を伺います。

あと、これまでの河津町の取組ということで伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の2問目のインバウンド対策について、1問目が観光客誘致への考え方と町の取組についてお尋ねですので、お答えします。

先ほど遠藤議員からもお話がありましたけれども、コロナ対策の水際措置の緩和以降、2023年の国の統計では、外国人観光客数は2,507万人とコロナ前の、昨年度ですけども、水準に復活したと言われまして、また、先ほどお話のあったように、今年9月までの累計では約2,688万人と、コロナ前の2019年同月までの比較をすると、ほぼコロナ前に回復をして、2024年度は既に前年総数の2,507万人を超えており、さらに伸びるものと予想されております。9月までの各国の訪日者数のベストスリーでございますが、1位が韓国66万人、2位が中国65万人、3位が台湾で47万人で、比較的日本に近い国の訪日旅行者が増えている状況でございます。

お尋ねの訪日外国人誘客の考え方でございますが、日本特有の気候文化、温泉や食事など

の魅力が注目される中、日本への外国人旅行者が、コロナ前には約3,000万人を超えるなどアジア圏を中心に年々増加をしております。それに合わせて宿泊者数も消費額の増加をし、観光産業にとって訪日外国人の受入対策が重要となってきております。

先般、私も国のほうの会議でじゃらのリサーチセンターの所長の話をお聞きしましたが、今の段階では3大都市圏と言われるところから徐々に復活をしてきているということで、いずれ地方にも回るだろうという話は聞いております。特に今、日本が注目されているのは、やはり世界情勢が不安になってきていて、安全な国というのが選ばれる国の基準にもなっておりまして、そういう面では日本が今追い風になってきているんじゃないかということで、当然、コロナ前の3,000万人を超えるんじゃないのかなと、そのセンター所長も言っておりましたので、これから訪日外国人は増えるものと私も、そのお話を聞いて思った次第であります。

そういう中で、これまでも観光協会を中心に、外国語表記やホームページの多言化なども進めてきておりますが、河津桜まつりの外国人旅行者などの増加も受けまして、積極的な誘客宣伝活動を行うべく、観光庁の補助金などを取り入れて事業を進めているところでございます。特にアジア圏で親日、友好的であり、多くの人を訪れる台湾の旅行者の誘客に向けてここ数年取り組んでおります。

これまでの町の取組でございますが、これまで町の取組の中で、特に議員がお尋ねの台湾については、賀茂地域でも特に河津町は後発といいますか、ほかよりちょっと遅れているなという感じもあったわけですが、昨年、賀茂郡の町長会、5つの町の首長で誘客を兼ねた研修を行いまして、また伊豆半島の観光やジオの官民推進組織であります美しい伊豆創造センターでも台湾観光協会との連携協定を結ぶ中で、台湾への旅行博などにも参加をしております。また、本年では伊豆急行さんが台湾メトロと連携協定を結びまして、相互の交流を深めていると聞いております。

賀茂地区の市町でも以前より台湾と交流してきている町もありまして、河津町はこれまで台湾との交流について余り行ってきませんでしたが、河津桜まつりの台湾キャンペーンなどを数年前から始めて、近くまたキャンペーンを台湾に行つて行いますが、徐々に拡大をして観光協会事業などで取り組んでいるところでございます。

これまでの取組については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、これまでの町並びに観光協会の取組について、主なものについてご説明をさせていただきたいと思います。

令和5年度にインバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業及び観光再指導事業の2つの観光庁補助事業の採択を受けまして、インバウンド用チラシ等の作成、河津桜まつりPR動画の作成、台湾旅行社、インバウンド有識者、インフルエンサーの招聘、情報発信、台北市内でPRイベント等を実施しております。

今年度につきましては、特別な体験事業、地域観光新発見事業の観光庁補助事業の採択を受けまして、6月に台湾民間企業社員向けのイベントへの参加、及び河津旅行セミナーの実施、台湾MR T松山駅でのイベントの開催、4月には台湾インフルエンサーを招聘、補助金を活用した造成コンテンツのモニターツアーを実施、8月には台北のハイクラスツアーを造成する旅行社10社へのセールスを実施、12月には河津桜まつりの台北PRイベント、旅行相談、エージェントセールスを予定しております。また、台湾向け特設ウェブページの作成や完成時の台湾メディアへのリリース等を予定しております。

町長も申しましたとおり、美しい伊豆創造センターと台湾観光協会との連携協定や伊豆急行や伊豆箱根鉄道と台湾メトロとの友好協定の締結もあり、地元でも伊豆地域が注目をされております。今後も、1人でも多くの誘客に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） これまでの町の取組ということで観光庁の協力をもらって、チラシだったり、PR動画だったり、インフルエンサーだったり、現地に行つてのイベントの参加というようなことでいろいろ取り組まれているのかなというふうには思うんですけども、町長も先ほど河津は後発組だからというようなお話もありましたが、東伊豆だったり、そういうほかの自治体と比べると、まだまだ遅れを取っているのかなというふうに正直感じるところではあります。

先ほど旅行博に参加をしたりとか、現地でイベントに参加をしたりというようなことで説明がありましたけれども、町長ですとか課長が観光客誘致のためということで台湾に出張に行くという話をよく聞くんですね。周辺市町の取組や何かと比べると、まだまだなのかなというふうに思うんですけども、この町の間人が台湾に出張に行くという話が出ると、その辺の状況を余り詳しくない町民の方々から出る言葉というのは、「この間も行ったよね、去年も行ったよね、何に行ってるの。議会はそれでいいの、旅行じゃないよね」というような

うがった見方で見られる方が出てくるなというふうに肌感として感じているんですね。どう
いう目的で行っているのかというようなことをある程度情報発信をしていく必要があるのか
なというふうに思うんですけれども、質問としまして、首長自ら行くというのでトップセー
ルスなんて言ったりしますけれども、このトップセールスの重要性、その効果、1回行って
すぐ効果が出ましたというようなことはないのは重々承知なんですけれども、何度も何度も
行きながら関係をつくっていくということが大事なんだというふうに思いますが、そのトッ
プセールスの重要性とその効果というのがどうなっているのか。

今後、新年度以降、台湾誘客のため、関係性強化のための取組というのは河津町はどのよ
うに考えて取り組んでいくのか、お伺いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今2つの質問があったかと思えます。トップセールスの重
要性と成果、あるいは関係強化への取組ということでございます。

まず、前段で質問のありましたトップセールスに行ったときの、その後の町長の報告とい
いますか、その点につきましては、実は私は、その都度、報告書をつくっておまして、担
当課とは共有をしております。そういう中で、しっかりと私としては報告書をつくって、毎
回担当課と共有してやっておりますので、言われることはないと思っております。

それから、トップセールスの重要性と成果のことでございますけれども、これまで私もト
ップセールスで数回行きましたけれども、特に面談の中で、首長が行くと相手の方の取扱い
が全然違うんですね。特に地位を重視するあれがありまして、直接その中で自分が言葉を
相手に伝えることによって意味も重たくなりますし、意思が通じやすくなるのかなという
ことがあるかと思えます。毎回行くわけではありませんけれども、そういう意味で、そういう
先導役的な役割がトップセールスの中にあるのかなと思えます。

特に具体的な成果がまだ見えていないところはありますけれども、訪問によって自分自身
が見たり聞いたりすることで直接職員にも指示ができやすくなりますし、相手とのきかけ
づくりもつくりやすくなって、首長が会うことが重要であるなということをつくづく感じて
おります。ただ、先ほど議員が言ったように、台湾に行ってみると分かるんですけれども、
日本全国でもっとすごいといいますか、県を含めて誘客をやっているところがありまして、
賀茂地区でもいろいろやっているわけでございますけれども、まだまだ足りないなという感
じがしますし、私もできる限りトップセールスなんかは今後もやって、重要な場面では意思
をはっきり伝えていくことが大事かなと思っております。そういう意味合いがあるかと思っ

ております。

それから、先ほど申しましたように、観光協会の事業でも台湾との交流を進めておりますし、来週、14、15でまた台湾の地下街でイベントの予定をしておるようでございますので、今後もさらなる誘客や交流が期待をされると思います。これまでよく相手側から言われる言葉の中に「台湾から日本に多くの人が行っているのに日本から来る人が少ない」とよく言われます。これは河津だけの問題ではなくて、日本全体の問題であると思いますが、これからは誘客を含めた交流を進める中で重要なことであると私は考えております。根本には、相互理解の上で幅広い交流事業に発展することが望ましいと思いますので、例えばきっかけづくりとして河津桜が台湾でも植栽され、大きく育っているところもありますので、管理技術交流ですとか、河津桜を共に愛する隣人としての気持ちで気持ちを一つにして交流することもあろうかと思っておりますので、私も既に職員に現地調査を指示したところでございます。

先日も、台湾政府の日本での出先機関であります台北駐日経済文化代表所の横浜分所、私と、当時の議長の遠藤議員と観光協会長とで訪問しまして、河津町の取組を説明をしてお願いをしてまいりました。所長の話では、さらに交流を進めるには、ぜひとも台湾友好議員連盟などの組織づくりを要望されておりました。そういう中で、このたび河津町の議会において日台友好親善議員連盟を議員全員の10名で立ち上げたと聞きまして、今後の活動に期待をするとともに、町としても今後の交流を進める上でも議員各位の協力が得られれば追い風になるものと期待をしております。

また、今後の交流の中で進めるところもあると思いますし、予算の中でも少しそれに関連するものを担当課のほうで提案をしてあるという話も聞きますので、今回の台湾に行く事業もでございますので、そういう中で進めていければなと思っております。今の段階ではまだ不確定でございますので、差し控えたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 報告書は、町長、毎回つくっていますということなので、その辺りを疑ったりとかというのは全然ないんですけども、やっぱり行って何をやっているのかが分からない。だけど知らない人からすると、度々行っているなというふうに思うと、あらぬ見方をする人も出てくるのは世の常かなというふうに思いますので、せっかくトップセールスの重要性って、町長がおっしゃるとおり、絶対的な力があるんだと思うんですね。なので、町単位で本当にしっかりやっついこうという話になっているところって、岸町長の何倍も台

湾に足を運んで現地の自治体との交流を深めて、町民同士の交流も深めてというようなことをすごい積極的に予算を投入してやっているというふうに感じています。

先ほど町長、トップセールスで台湾に何回か行く中で、毎回自分が行くわけではないけれども、職員を派遣するというような話でしたけれども、トップセールス大事だと思いますので、タイミングを見て、町長のスケジュールが許すのであれば、ぜひ町長が積極的に行っていただいて、誘客のための下地づくりというようなところで頑張っていただけるとありがたいのかなと。

先ほど町長からもお話ありましたけれども、渡邊議長を会長に日台友好議員連盟河津町議会も先だって発足をしたということで、南伊豆の例、東伊豆の例なんかを見ても、議会が上手にそこで間を取り持ってなんていうようなことをやっているところもありますので、議会ももし協力できるような点があれば、渡邊議長が積極的に協力を申し出て動いていただければなというふうに思っておりますので、ぜひ一丸になって観光交流のため、頑張っていただきたいなというふうに思います。

先ほど来のお話にもあるように、河津と言えば河津桜ですから、2月は河津町は本当にもう世界中のお客様が来町するというようなことで、むしろ週によってはオーバーツーリズム状態に近い、近いというよりもオーバーツーリズムじゃないのかなというふうな状況になっているのかなと。全国各地有名な観光地なんかは本当にオーバーツーリズムというのはかなり問題になっている中で、多分、伊豆半島の中で世界中の観光客の方が一気に集中して、国内の観光客も集中して、オーバーツーリズムってこんな感じなんだろうねというのが見られるのって河津桜まつりぐらいなのかなという気がするんですけども、この桜まつり以外の季節というのは、観光立町の河津町というふうに言う割には、余りぱっとしないというふうに感じます。観光事業者側から見ると、2月とそれ以外の季節の落差というのがものすごいことになっているなと感じるんですね。

そんな中で、インバウンドの海外からのお客様を迎えるに当たって、河津桜以外の河津町の売込みというのが改めて大事なんじゃないのかなというふうに思います。この辺りについて町はどのように考えているのか。

あと、もう1点ちょっとお伺いしたいんですけども、観光庁の事業ということで、町のほうで先ほど来予算を使って取り組んでいるということをお伺いしているんですけども、観光庁のホームページを見ると、ベストツーリズムビレッジという取組を観光庁が進めていると。このベストツーリズムビレッジというのは国際認証で2025年までに50地域を目標とし

て設置をしていきたいというようなことが書いてあるんですね。その内容なんかはざっとホームページで読んでいただくと分かるんですけども、循環型・持続型の環境をつくっていく社会をつくろうよというようなそのSDGsの考え方に沿って、観光を通じた自然文化遺産の保全により持続可能な観光地づくりに取り組む地域を認定をするプロジェクトであるというふうなことが書かれています。まさに自然環境もあって、温泉の文化もあって、つい先だっては、谷津のならんだの里の仏像が国の重文にも指定されて、歴史も何もいろいろなものがある意味充実しているなというふうに感じるこの河津町で、そういった観光庁が国際認証を取ってやっていこうよというような取組というのは考えてもいいアプローチなのかなというふうに思うんですね。

その中で、僕が個人的に注目しているのは、その認定を取った地域の相互間のネットワークをつくって、その観光地の知見とか経験を共有をしていこうというようなことをうたっているんです。これって得たくても得られないような知見が手に入るのかなというふうに思うと、いろんな意味でおもしろい取組なのかなというふうに思うんですけども、そのあたりも含めて、河津桜まつり以外での誘客の検討というところで当局のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問ですけれども、桜まつり以外の誘客の関係というお尋ねですので、お答えします。

国のほうも、特にインバウンド対策の中では、これまで3大都市圏に集中していたインバウンドを地方に誘客するような施策を中心として考えております。なぜかといいますと、やはり外国人の方も今まで3大都市圏と言われるところが多かったわけですが、地方の魅力、文化だとか気候だとか体験とか、そういうものをだんだん求めるようになってきたようでございます。平均的な宿泊数を見ると、外国人の方は平均で6泊ぐらいするんですね、そうすると経済的な効果も大きいということもあるものですから、国のほうでもそういうような施策に方向性を向けております。

そういう中で、河津町は、先ほど課長が言ったように、観光庁の補助金の中でのそういう目的を持って新発見とか、再始動とかというのが、コロナの関係もあるんですけども、新発見事業というのはそういう目的で行っているもので、桜まつりではなくてほかのいろんな、特に日本で、河津町で、魅力ある文化財であったり、自然であったり、いろんなものを利用した中でお客さんを呼ぼうという取組なものですから、それが桜まつり以外の誘客には観光

協会を中心としてやっている事業でございます。その中で桜まつりも含めてということになるかと思えます。

それから、もう一つお尋ねのベストツーリズムビレッジの関係でございますけれども、これは世界観光機関が実施をする認証制度でございます。これは加盟国が申請をして、世界で認められれば、そういうお墨つきがもらえるよという制度だと思います。日本では観光庁が担当しているわけですが、観光庁にまず申請をして、そこから観光庁が世界のほうに上げてくれればということなんですけれども、ただこれ、先ほど言ったようにSDGsの9項目の資料なんかもつくらなきゃならないことがあって、大変な作業なのかなと思っております。

挑戦をしたらという声かけされたこともあるんですけれども、実際できるかどうかというのも分からなくて。この条件が、人口1万5,000人以下の地域が対象なんですよね、それがあある面では河津町が挑戦する可能性があるのかなということなんですけれども、そういう意味では、これがうまく世界に認められれば、そういう認証がもらえるということ。

ちなみに2023年度は長野県白馬村がもらっております。全国ではニセコですとか、京都の美山町ですとか、美瑛とか、宮城県の松島地区なんかは日本ではもらっているということで、まだまだ数は少ないんです。ただ、世界認証なものですから、そういう意味では大きいのかなと思っております。ただ、認定を受けるには相当な労力が要するというものでもありますから、今、白馬なんかにも問合せをしながら、どんなことがもしかしたらできるのか、できないのか、難しいのか、ちょっと検討しなきゃならないのかなと思っております。

ただ、ベストツーリズムビレッジというのはそういう意味合いがあって、大変重要な認証だとは思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、桜まつり以外の誘客ということで、具体的なそういった施策はというような話を説明させていただきたいと思えます。

前回の9月の定例会でも、ほかの議員からの質問でもお答えをしているところもあるんですけれども、一応、観光協会では、観光庁の補助事業を活用しまして、新たな観光コンテンツの造成に努めているところでございます。特別な体験事業といたしまして河津町の文化財、ならんだの里仏像群や涅槃堂の寝釈迦様と伝統食黄飯を活用した精進料理と天城甘茶の提供に加え、令和5年度に整備した桜テラスのさらなる高付加価値化を図り、これまでの取組と

地域の観光コンテンツを結びつけたツアー造成を行っております。

地域観光新発見事業でございますが、静岡セラピスト協会とのアライアンスを結びまして、美を感じるシチュエーションを提供できるよう地域の観光コンテンツとサービスを組み合わせ、セラピストの視点から新たな商品を創出しております。女性に人気の酵素風呂を踊り子温泉会館内に導入するほか、美貌ランチの商品化、宿泊施設内でのヘッドスパの商品化等を行っております。

また、2件目の地域観光新発見事業ですが、河津町見高地区の式三番叟、河津来宮神社の鳥・酒精進といった伝統的に守られている地域神事や世界農業遺産、水わさび、その清流で育つズガニ等、地域固有の伝統食を活用したこれまでにない旅行商品の造成等を行っているところでございます。

その他、トレイルレースやトライアスロン、秋祭りイベント等を行いまして、河津桜まつり以外での誘客に努めているところでございます。

引き続き、河津桜まつり以外での誘客に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

桜まつり以外にもいろいろ検討されて取り組んでいくというようなことで、ぜひ期待をしたいなというふうに思います。

ベストツーリズムビレッジに関しては、白馬村がもう既に認定されているということで、姉妹都市なので情報を積極的にちょっと拾っていただいて、世界認証ということですから、もし取れたらすごいことかなということで期待をしちゃうなというところなんですけれども、積極的に前向きに考えていただいて、河津町の観光の強化、コロナ後のインバウンドのお客さんの増というところを目指して取り組んでいただければありがたいかなというふうに思います。

以上で私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

3時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員の一般質問を許します。

北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

令和6年第4回定例会に一般質問の通告をしたところ、議長からお許しをいただいたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、2か月後に迫った河津町まつりに関連して3件、町役場の業務推進に関連した3件です。ちょっと質問件数が多いので、ご協力よろしくお願いたします。

1つ目のテーマ、令和7年第35回河津桜まつりに向けた新たな取組について。

以前の定例会でも私、質問したことも、追跡も含めて開催まであと2か月に迫ったタイミングでお尋ねします。

あと2か月後に迫った世界一の河津桜まつりは、河津町の経済波及効果は過去の調査で27億円、伊豆全体でも212億円経済効果を生むと言われていています。

ちなみに、今年4か月間開催された浜名湖花博は100万人動員で波及効果は81億と新聞に出ていました。河津桜まつりは1か月で伊豆地域で200億を超える。浜名湖はもう全国的な規模でやっているけれども、4か月で81億。どれだけ河津桜まつりが地域に貢献しているかが分かります。ですから、河津桜で世界一の祭りで212億円を稼ぎ出すイベントであることを十分意識して施策を講じてホスピタリティを高め、来訪者の高い評価を獲得して、し続ける必要があります。でないと、この桜まつりは衰退します。衰退しないように、役場がもっと介入すべきじゃないのという意見もあるようですが、具体的な質問です。

河津桜発見から70年目という節目を迎えて、来年の第35回河津桜まつりにおいて、70年の特別な新しい取組策はあるんでしょうか、お尋ねします。どうぞ。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員の質問にお答えしたいと思います。

河津桜まつりに向けての取組についてお尋ねですのでお答えします。

まず、実行委員会の会合がこの9月に開催されまして、第34回の決算と各部会の報告が行われました。

また、今回の第35回の大会の予算が承認をされましたが、その中では特に記念イベント等は予定をされませんでした。その後、部会等で検討された話も聞いておりますが、今回の桜まつりは第35回でありまして、前回に続き、コロナ明けの状況でもありますので、前回以上の観光客の入込に向けて、誘客宣伝等でも積極的に進めたいと思っております。

ですから、70年というよりも、第35回の記念ということで、実行委員会一同取り組みたいということでございます。

町でも35周年の開催に当たりまして、各種イベントや誘客を強化すべく、本定例会に補助金を予算計上しましたので、よろしくご審議お願いしたいと思います。これまでの部会等で決まった内容については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは特別な新たな取組についてということで答えさせていただきます。

北島議員から質問のあった河津桜発見から70年目としての特別の事業というのは、現在予定はされておられません。ただ、町長申しましたとおり、第35回を迎える河津桜まつりの取組ということで、一応台北メトロや出張輪島朝市の招聘等を予定をしております。その他のステージパネルや街路灯のフラッグのリニューアル、夜桜ライトアップ機材の更新、増設の予定もございまして、その費用の一部につきましては、町としても補助を行いたく、町長申しましたとおり、本定例会に補正予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 70年の節目ということでは特に考えていないけれども、35回目ということではいろんな新しい取組を考えていますよということです。多分、河津桜に効果があると思っている人は、ポスターにも70年目の発見、発見して70年、何かあるのかなと期待するんじゃないかなと思うんですけれども、それは35回、入れ替えてやっていくということではないと思います。

質問その2、重要文化財のならんだの里との相乗効果を得る施策はどうでしょうか。重要文化財が手の届く距離で生で見られるなんてなかなかない。まつり期間中は谷津区の皆さんのご努力で無休で開館するとのことですが、ここは道路が狭く駐車場の少なさ、それを緩和する移動手段や臨時駐車場拡大などの予定はありますか。

桜まつりの混雑を避け、時期を変えてツアーを組んだり、谷津区さんと相談しながらいろいろ決めていきたいと過去、お話いただきましたが、60万人の来場者に新しい重要文化財をPRしないなんて、観光が主力の町にとってその宣伝や口コミ効果に大きなロスが生じると思うんですけども、その辺で最新情報がありましたらお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねのならんだの里との相乗効果を得る策はということでございますのでお答えします。

ご存じのように、本年8月に谷津区所有の仏像群26体が国の重要文化財に指定をされまして、それがならんだの里、平安の仏像展示館に収蔵されております。お尋ねの相乗効果の施策につきましては、当然河津桜まつりのお客さんにも見ていただきたい施設でありまして、これから私どもの行うトップセールスなどで誘客宣伝活動の中でPRに努めたいと思っております。

先日も、私も観光協会の実行委員の事務局と話をしたんですけども、今年が目玉として、やはりこのならんだの里の部分をトップセールスで話をしたいなという話をしました。というのは、ならんだの里だけではなくて、例えば来宮神社であったり、涅槃堂であったり、周遊をするという、歩いて周遊をしてもらうようなトップセールスの中で訴えをしていこうかということで、その一つとして、ポイントとして、ならんだの里あるのかなと、そんなことをトップセールスで訴えていきたいな、そんな話をしてまいりました。

それから、過去のまつりにならんだの里に行かれるお客さんの数については、町では、実際問題として把握ができておりませんが、まつり期間中の谷津区の過去の入館者資料によって他の月と比べてどのような相乗効果があったのか分かりますので、担当課長より後ほど答弁をさせます。

実行委員会での移動サービスは特に考えられてはいませんが、以前、地域の方により栖足寺からならんだの里までトクトクの運行が行われており、効果があったという話は聞いたことがございます。今後の対応につきましては、実行委員会というより地元区での対応が行われれば、まつり全体の中で周知するものと考えております。

そんなことで、相乗効果については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） ならんだの里、平安の仏像展示館の過去の入場者資料についてということで、他の月と比べてどのような相乗効果があったということで、お答えをさせていただきたいと思います。

河津平安の仏像展示館は令和5年度の入館者数は、1年間で1,451人でした。そのうち2月が一番多い入館者数でございまして、304人でした。

また、参考ではございますが、国の重要文化財に指定予定との報道が出た後の4月以降10月までの今年度の入館者数につきましては、令和5年度の640人に比べ、令和6年度は787人と約23%増加をしている状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 分かりました。

谷津区のデータ、今ご報告いただきましたけれども、2月は年間の中で30%占めているということですが、昨年の状況よりも国指定の重要文化財になったところが僕は大きいのかなと思っていて、とても僕は心配しているんですけども、そういうデータを基にいろいろ考えてらっしゃるなら、僕はいいと思いますけれども、対面通行も難しいあその動線に自家用車でみんなあふれちゃったら、駐車場もままならないわけで、ピストン輸送など考えないと駄目なんじゃないかなとちょっと僕は心配しています。

もし観光客がそれぞれ自家用車で向かった場合のアクシデントをどう捉えているか。無休で開館する構えを取った重要文化財にそんなに観光客が行かないとでも予測しているのかなというふうに心配しています。予測データは、昨年のデータによって2月は増えるということですが、それ以上に多分増える予測をしないといけないかと思います。

先ほど、町長もおっしゃいましたけれども、いろいろPRしているよということだけでも、観光協会さんもおっしゃっていましたよね。インバウンド獲得の台湾でならんだの里の仏像群のPRをしてきたよとおっしゃっていました。なるべく、何かこれから、もうあと2か月だけでも、安全対策を図られたほうがいいと思います。

別件ですが、あその急な坂道に手すりがない箇所がある。下りで転んだりしたら大変ですが、谷津区の皆様とよく相談して対応をいただき、せめてもの安全確保をお

願いたいと思います。

3つ目の質問をさせてもらいます。

河津桜まつりの実施報告書、河津桜まつりレポートのようなものの開示について。

町を挙げての河津桜まつりは町民の多くが協力し、成り立っていると思います。その反面、アンチ桜まつりも存在するであります。近隣市町にも当然アンチは存在する。早く終わってほしい、昼間も渋滞のため外出を控えている。私有地に入ってくる。ごみを捨てられた。流通店舗のリサイクルボックスが撤去されて不便。そして自分には何の得もないなど、そのようなアンチの人のためにも、河津桜まつりが町にどのような利益をもたらして、また、伊豆半島の広域に多くの経済波及を生み、大きな貢献をしているすごく大きなイベントなんだよということを理解、促進してほしいと思います。そのために、動員数、交通手段別来訪者数、露店の数や駐車場の協力台数、宿泊者数、桜テラスの利用数、河津平安の仏像展示館来訪者数、メディアの露出頻度、町への経済波及、できれば税金の増収などとともに誰でも見やすくした簡易版収支報告書まで含めたレポート形式の情報開示をされたほうがよいと思います。みなし法人化された実行委員会として、公明正大でよいと思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの関係でございますけれども、実施報告書の開示のことについてだと思しますので、お答えします。

前段でありましたいろんな方がこの桜まつりについて思いがあるかと思えます。中には大変不便をしている方もいるかもしれませんし、中には経済的に潤っている方もいるかもしれません。そういう中で、これまでいろいろ桜まつり実施をした中で、皆さんの理解を得ながらやってきたお祭りだというふうに思っております。

そういう中で、これまでも特に開示をしていないということではなくて、実行委員会としても開示をしておりますし、報道関係にも当然、結果、集計表についても公表しておりますので、特に開示をしていないということではないと思っております。

ただ、議員おっしゃるように、どのような形の開示の仕方がいいのかというのは、今後、実行委員会の判断にもよりますので、それから実行委員会として、どういう開示をするのか、それについて町のほうからまたお願いをして、実行委員会で判断をしていただきたいと思います。思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 町長のお言葉のとおりでいいと思います。できれば実行委員会のほうに、そういうふうな形はともかくやってみたらどうだと。今でも申請すれば見せてくれると思うんですけども、町の人が1人ひとり申請をするわけがない。そうすると、簡易なレポートでもいいから、広報かわづの紙面を借りて出してみるとか、町長だって先ほどおっしゃったように外遊の報告書をちゃんとつくっているとおっしゃてるじゃないですか。そういうものはやっぱり町の人に言って、自分に何の得もないという町民も間接的には得があることを理解、促進を図ったほうがいいと思います。

では、2つ目のテーマ。河津桜まつりの過去からの課題は解決に向かうのでしょうか。

その1、何で毎年駐車場とトイレに課題を残したと言うのでしょうか。

来場者が増える見頃の約2週間の週末のために設備を設定しないというお考えでしょうか。駐車場は南中跡地の代わりの駐車場はその半分しか入れないけれども、民間の駐車場が増えるから何とかなると言いますが、本当でしょうか。

トイレも来場者ピーク的时候には台数を変化させたり、そして多目的トイレや洋式トイレを増やしたり、ベビーシートなどの検討はどうなったのでしょうか。前回、初老の女性が仮設トイレの前で、その段差と和式トイレのために使用をやめて行列ができている交流館のトイレに行かれたとか話を聞きます。町が建設している七滝駐車場のトイレは、新聞の見出しかもしれませんけれども、「おもてなしはトイレから」と大きい見出しが出ているじゃないですか。全部洋式トイレに多目的トイレにオストメイトまでつけてくれるとのこと。これね、やっぱりすばらしいと思うんですね。河津桜まつりもおもてなしは駐車場とトイレからと言えるぐらい駐車場とトイレの課題緩和策は対応されていますか。どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、トイレと駐車場の関係の改善策の話だと思います。

これ、過去においても一般質問の答弁でも答えておりますが、特に駐車場については、土曜日とか日曜日の一時開放を含めて、用意する台数としては1,794台分ございます。バス、乗用車、バイクであります。

また、これまでも民間の駐車場や小規模な短期の駐車場の確保も進めておりまして、それは議員と認識が違うかもしれませんが、峰地区ですとか、沢田地区などの民間駐車場が新たにできた駐車場もございます。トイレについても、各施設などのご協力、例えば商工会館で

すとか、そういうところの協力、当然役場なんかも開放しているわけでございますけれども、施設などの協力もいただき、また、仮設の臨時トイレや移動トイレなども活用しながら対応しておりまして、特に、前回は基数を増やして合計124基の準備をしてきました。前回の反省などを踏まえて、議員もおっしゃるようにやらないではなくて、反省を踏まえて対応をしているというのが今の状況です。

ただ、ピーク時の約1週間から10日については、町中に人があふれる状況でありまして、渋滞、混雑で、先ほどもお話がありましたように、町民の皆さんにも迷惑かけて、また、お客さんにもトイレの対応について不便をおかけしている状況でありまして、これまでも対応してきておりますが、ピーク時の対応についてはなかなか根本的な解決の糸口が見つからない状況であります。だからと言って、考えないのではなくて、実行委員会での反省も踏まえて今後も検討すべき内容だと思っております。

また、以前、トイレのことについてもお話ししたと思うんですけども、トイレについても老朽化したりとか、壊れたものについては、当然、その桜まつりの対応も考えた中で改修をしていくという形で答えたと思っておりますが、それについても順次考えていきたいと思っております。

また、特に駐車場不足などの大きな流れを変える点では、パークアンドトレインですとか、バガテル公園のシャトルバスの運行なども実施をしておりまして、将来的には、近隣市町に大規模な駐車場利用ができて、フェリーなどの利用が私は有効な手段ではないのかなと、そういうふうに考えております。

第35回の河津桜まつりでは、新規に民間事業者による交通事業も予定をされておりますので、この点については担当課長より答弁させます。

私から以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 新規の交通対策ということで、民間事業者からご報告がございましたので、それについてちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

河津桜まつり期間中、県の補助事業を活用いたしまして、民間バス会社、伊豆バスさんが三島駅並びに富士山静岡空港から河津桜観光交流館経由伊豆急下田駅間のシャトルバス運行を行ってくれると伺っております。当シャトルバスもそうでございますが、あと鉄道を活用したパークアンドトレイン等の利用を積極的に広報を行ってまいりまして、交通渋滞の緩和に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろんな取組があつていいと思います。

伊豆バスさんのシャトルバスもいいでしょうし、町長言われた近隣市町のパークアンドトレイン、これ、近隣市町にも経済的に潤うんだつたら、そのくらいの協力をしてほしいと思います。だからそういうのが増えてくると、ますます河津桜まつりというのが評価が上がるんだろうなと思います。きれいな桜を見に来ただけけれども、使いにくいトイレ、駐車場では文化度が低いと言われぬように、ぜひともお願いいたします。

では、その2、子ども議会でも指摘された電波状況の件。

河津桜まつりのとき、携帯がつながらなくて怖いぐらい困つたと質問されています。商工業のお店も以前、議員さんがおっしゃいましたけれども、支払い電子決済がつながらなくて、特に現金を持たない外国のお客様の対応に困つたとあります。来年の3月、まつりのときは、移動基地局などの増設は大丈夫でしょうか、確認させてください。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の通信機能の増設の件だと思います。

前回の大会で支障がありまして、議会でも答弁させていただきましたが、携帯電話事業者、キャリアというそうですけれども、については、容量の増設を実行委員会より要望していると聞いております。

以上です。

なお、具体的な内容については担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 携帯や電子決済の通信機器の増設ということでございますけれども、町長が答弁したとおり、実行委員会、事務局から昨年の状況を説明し、改善策等をお願いしているところでございます。まだちょっと具体的なところまで話が詰めていないということでございますけれども、何とか対応できるようにお願いしているというような状況です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ぜひとも残り2か月の間で、徹底していただけるように、役場からもプッシュをお願いいたします。

青少年の主張のときに、この間のね、町長は青少年の主張の皆様の発表内容は町政に生か

していくとおっしゃっていました。ぜひともそこは、彼女たち、学生さんが一生懸命考えて言ったことなんで、ぜひともお願いします。

3つ目のテーマ行きます。

3つ目のテーマは、これも僕、何回もお聞きしていますけれども、河津桜まつりのさらなる好意醸成を目指す取組について。

その1つ目。さらなるおもてなしの向上として、町全体でおもてなし感の醸成をといえます。まちづくり計画でも、来訪者を温かく迎える町民1人ひとりによるそれぞれの場面でのおもてなしを充実しますとあります。おもてなしというのは、順番はともかく、マナー、サービス、ホスピタリティ、その最上位にある心遣いのことなんですよ。河津桜まつりづくり計画の中学生会議でも、まつりでのおもてなしボランティアをする、河津桜の着ぐるみキャラクターで盛り上げるとか書いてありますよね。また、過去には、前回町長もおっしゃってくれましたけれども、シニアクラブの手作りしおりのサービスがあったよと。まつりへの町民の参加制としてとてもよいと思うんです。今やっている手作りガイドの案内や写真撮りますサービス、踊り子さんと記念撮影、お餅つきとふるまいなどもすごくよいと思うんです。

教育委員会さんも指導として、郷土学習や社会体験など活動の場を提供し、ボランティア活動の充実を図るとありますよ。指導としてね。これらを、子供たちの美しい挨拶、美しい言葉、美しいふるまいのこれ3美運動というんですか、3美運動で実施されれば、来訪客の好意醸成に大きく貢献することになる、また200億円を超えるイベントへの参加は、社会参加としてもすごいよい経験になると思います。

教育長も、郷土愛を育む大切な行動とおっしゃっています。来てくれてありがとうと手を振るだけでも、この最上級の心遣いができるおもてなしをもっと増やすことを町民や小中高生が自ら考える意識の醸成を町や教育委員会さんは、そのきっかけづくりとしてのアクションをしていますか。または新たなおもてなし施策がありますかどうか、お尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 河津桜まつりの好意醸成を目指す取組だということで、おもてなしの向上の件でご質問ですのでお答えします。

おもてなしは、議員おっしゃるように町全体のイメージづくりのために大変重要であると思っております。特に心の問題もありますので、そういう気持ちを持って、お客さんを受け入れることによって、お客さんも好印象を持つということがあると思います。それが大きいことではなくても、よく言われるのがお客さんから聞く言葉で河津の子供たちが挨拶をして

くれるということが、この町のよさを感じますよということも聞きます。そういうことで、子供たちが挨拶をしてくれるだけでも、お客さんがこの町の全体のイメージを思ってくれるんだなと感じもします。

先ほど、議員も言ったかもしれないんですけども、昨年、中学生がボランティアでいろんな授業としてやってくれて、たまたま私も観光交流館のところに入れて、配るものがなくなって、小雨だったんですけども、子供たちがいて、たまたまバスが駐車場から出るときに子供たちが手を振っただけで、逆に、バスの中から手を振ってくれるような、感動的な部分がありました。それだけでもお客さん喜んでくれるんだなということで、特におもてなしの面では、心の部分と言いますかね、そういうことによってお客さん自体が桜もそうなんですけれども、さらに町のイメージとして、印象づけてくれるんだなというのがつくづく感じました。

そういった中で、河津桜まつりの会場で、中学生が郷土学習の一環で行っているボランティア活動の中で、本当に大変有意義な活動だと思っておりますし、コロナ禍で一度中断はしましたけれども、また復活をしていただいて、本当に有意義な活動をやってくれているなと思っております。

特に、今、教育と観光が結びついているということも大変意義のある学習の一つではないかなと思っておりますし、そういう面でも大切にしていきたいと思っております。

また、最近では、外国人が約4割ほど増えているものですから、やっぱり外国人と触れるということもすごい大事な部分ではないのかなと思いますし、また後ほど教育長から答弁があると思いますけれども、そういう面でも外国人の接し方についても、最近ではいい勉強になっているのかなと思っております。

それから、河津桜まつりで経済効果を高めるために、滞在時間をいかに延ばすか、当然おもてなしもあるんですけども、魅力づくりが大変大切だと思っておりますし、それぞれ出店者ですとか商店などの努力の中で、周遊ポイントですとかそういう中で内容の充実がおもてなしの部分でも、あるいは交流の部分でも、お店の方たちの部分も大事ではないのかな、そういうふうに思っております。教育だとか、商業者、いろんな面もありますけれども、町全体でおもてなしの心を持っていくことが、桜まつりもそうなんですけれども、町全体のイメージを引き上げるという効果があるのかと思っております。お尋ねの内容につきましては、それぞれ教育長や担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 町長の答弁と重なるところもあるかもしれませんが、私のほうからは河津桜まつり期間中の中学生の活動について説明させていただきます。

コロナ感染症の感染拡大で一時は活動をやめていました河津桜まつりを教材とする総合的な学習の時間の取組も大分再開されてきました。令和6年2月の活動では、河津中の1年生が町の周遊ポイントでお花見をする観光客に自分たちで作成したパンフレットを配付したり、道案内をしたり、記念写真のカメラマンをしたり、ごみ回収をしたりしました。初めは恥ずかしそうにしていた生徒も、お花見客の「ありがとう、河津桜はきれいだね」「助かったよ」「頑張ってるね」という声に自然と笑顔も増え、呼びかけの声も大きくなり、気持ちのよい挨拶もできるようになっていきました。

このような人と人との関わり合いの相互作用の中で、子供たちは河津のよさを実感しながら成長し、花見客にとってはうれしいおもてなしとなっているのではと思います。

パンフレットを観光会館で配付した生徒たちは、出発するバスに向かって「また来てください」「さようなら」とみんなで並んで手を振っていました。これは当初予定されていた活動ではなく、自然と子供たちから生まれた活動です。

また、外国人の花見客も増え、子供たちにとっては、日頃学習している英語を基に、外国の方と会話する生きた外国語学習の場となります。英語で河津のすばらしさを伝えることができたらすばらしいことだと思います。そのために、授業の進度にもよりますが、事前に授業の中で基本的な英会話を確認、練習するなどの取組も考えられます。

教育委員会では、このような活動の頑張りや花見客のうれしそうな表情、教育委員会に届くお礼の声などをより多くの子供に伝え、しっかりと価値づけをしてやるとともに、幼稚園や小中学校には授業日数が減る中で、桜まつりを教材とする教育活動を大切に、継続していくことができるよう、また新たな取組が生まれるよう応援、支援をしていきたいと考えています。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、出店者の活動や来訪者への新たな取組について、説明をさせていただきたいと思います。

現在、行っていることとしては、河津桜まつり出店者等により、年3回の奉仕作業として、出店場所周辺の清掃や菜の花の撤去作業等行っている現状でございます。

新たな取組といたしましては、観光庁の補助金を活用いたしまして、位置情報に連動した

スマホ型音声ガイドサービス「おともたび」をスタートさせる予定でございます。地元関係者にも音声を入れていただくなど、来場者に向けたサービス向上に努めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） すみません、いろいろな取組があつてよろしいかと思ひますし、桜まつりに限らず、町のみんながおもてなしの心を持つというのはとてもいいと思ひますし、教育長の子供たちに強制ではないところで、自発的に出てくるところを救っていくというやり方がいいと思ひますし、英語でお話をするというのは、とてもいいと思ひます。そういうことが本来は自主的に、おもてなしというのは、自然に出てくるようなものと言うわけですが、ただ、子供たちにとっては、ちょっとそういうの引っ張り上げるみたいなことをやられると、さらにいいかなと思ひます。

町の総合戦略でも企画調整課は「町民のおもてなし、意識の醸成」、産業振興課は「大人から子供までおもてなしの心の醸成と活躍の場の提供」というふうには書いてあります。町長が大事にしているおもてなしについて、役場も教育委員会も、そして町民の皆様も意識して、当たり前行動として、より以上にできていけば、渋滞とか駐車場とかトイレの不満感情を少しでも払拭できると思ひます。

次の質問です。

回遊性を高め、滞留時間を延ばして様々な形で河津町での消費活動を高めたいとおっしゃいますが、河津川沿いから複数の回遊スポットへの放射ルートが形成機能していないとか、そもそも回遊ポイントを知らないとかまちづくり計画にありました。事前情報やチラシなど、先ほど町長おっしゃいましたけれども、実行委員会とか役場の人たちが取り組んでくれますが、ブルーベリー農園の方とか涅槃堂の見晴台と甘茶サービスなどの回遊ポイントへの誘客テクニックと、それによる滞留時間増加による消費拡大や宿泊客獲得の受け皿的な施策はあるのでしょうか。いわゆる滞留時間を延ばすのと、どこでお金を使ってもらふのかというようなプロセスがあるかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 回遊性を高めるサービスの新たな取組ということでございます。

特にこれといったものはございませんけれども、今までもそうなんですけれども、やはり河津町にとって、町内にいかに長い時間いてもらうか、そのためにはどうするかということ

が大事だと思っております。実際問題として、経済的な効果でも、他市町のほうが大きくて、河津町は他市町と比べると若干少ないこともあるので、いかに河津町の中で回遊してもらうかというのが河津町の経済対策の一つだと思っております。

そういう中で、これまでもいろいろやってきておりますが、今年については先ほども申したように、文化財関係の周遊の部分をもう少しアピールしたいなということと、今までもあるんですけども、それぞれのイベント等の取組、あるいは各地区の魅力と言いますかね、噴湯公園ですとか、そういう周遊できるような仕組みづくりが重要ななと思っております。

それともう一つは、これは事業者さんの努力にもあるんですけども、やっぱり事業者さんが努力をして、魅力ある商品をつくると、それに向かって観光客が行く場合もありますので、それぞれの事業者さんの協力で新たな商品のつくり出しとか、そういうのが大事ななと思っております。

何よりも私は、自分の役割として、先ほど他の議員の質問にもあったんですけども、トップセールスの中で、その辺をいかに訴えていくかというのが重要ななと思っております。特に今年については、その辺を力を入れて、トップセールスを力を入れて、先ほど言ったような回遊性を高めるようなアピールをしながら、トップセールスに向かっていきたいなと思っておりますし、県内はもとより、山梨県なんかにも行きますし、東京あたりでもトップセールスをやって、さらに誘客戦略に努めていく、あるいはお客さんが喜んでもらえるような周遊的な案も提案しながら、ぜひ多くのお客さんに来てもらうようなことも考えて、それが間接的には、経済的な効果があるということになると思いますので、その辺で頑張っていきたいなとそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） おっしゃるとおりだと思います。

やっぱり冒頭で申し上げたように、経済波及効果が河津町には二十七億、八億、周りでは200億、やっぱり主催地である河津町もうちょっと潤いがあればいいなと。それは大きくは客室の数でしかないと思うんですね。だから、お金を使う場所というのが、食べる場所もちょっと少ないし、そういうところが増えていくといいし、バガテル公園なんかは駐車場だけじゃなくて、あそこに業者さんも入っているので、あそこで食べられるとか、何かイベント的にやっていたらいいなと思ったまでです。

3つ目の質問に移ります。

道路際の河津桜に巻き付いた葛対策はどうするのかお尋ねします。

葛というつる性の植物の被害が全国で問題になっていますが、ご存じのとおりだと思いますけれども、葛は樹木の幹を締め付け、葉や茎で樹木全体を覆い、樹木が光合成ができなくなり、花が咲かず、葉が出なくなり、次第に枯れていきますよと加藤樹木医先生が教えてくれます。

葛が樹木や地表を覆っている面積は、現在3万キロ平米で、九州全域とほぼ同じというふうに新聞に出ていました。

この被害は、河津町にも多く見られ、残念なのは河津町に向かってくる道路際の河津桜も葛や他のつる性植物に巻き付かれているものがあります。観光客は、河津桜まつりに向かう途中、河津町に入った辺りから、桜が咲いていると車中で歓声が上がります。ちょっと語弊がある言い方かもしれませんが、町の皆さんは、観光客になったことがないとすれば、そういうことはあまり分からないかもしれませんが、メイン会場に行くまでにも盛り上がってくるという形が観光客の常です。

私もここに移住する前、バスツアーや自家用車でこのまつりに来ましたが、オレンジセンター辺りからおそば屋さんの桜、ガストさんの下りコーナーの桜、田尻橋というんですか、あそこ、ヘアピンカーブの桜など、みんな声上げて興奮しますが、その辺、おそば屋さんの桜はもちろんきれいですけれども、他は、葛とか巻かれちゃっているんです。そうすると、残念。河津川沿いや街中ではそのようなことが少ない。守人の会長さんいわく「あるよ」と言うだけけれども、見た目はきれい。それは守人や所有者の手入れが行き届いているからだと思います。周辺の道路際の河津桜も大切に、朝早く出発して渋滞を乗り越えて来てくれる観光客へのおもてなしとしても、葛を退治してきれいな河津桜をお見せする必要があると思います。

町の計画でも、道路から河津桜を楽しむことができる景観づくりを進めますとあります。葛退治について、これ難しいと思うだけけれども、葛退治について実行いただけないかお尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 河津桜の葛対策といますか、お尋ねですのでお答えします。

確かに難しい問題だと思います。前段でお話がありました私もよく観光客の人に聞きますと、河津に入ると桜が咲いているので、河津町だって分かるよという、そんな話を聞きます。だから、河津町に入ると、やっぱり桜が植わっているというイメージ、他の町とは違うとい

うことだそうです。それは実感として分かるよということでございます。

確かに、先般、ガストの下の桜も一部を剪定をしたりして、管理をしましたがけれども、なかなか難しい問題があります。今、答弁でお答えしますが、いろいろな難しい問題あるということでございます。

基本的には、河津桜については、植栽した方が保護管理と申しますか、それが基本だと思っております。ですから、基本的には葛ですとか雑草の問題も責任を持って管理していただきたいと思っております。桜も生き物ですので、動物と同じように、最後までしっかり面倒見てもらうというのが基本的な考えではないのかなと思っております。

ただ、河津桜のメイン会場であります河津川の堤ですとか公共用地などは、河津桜守人の会や町で保護育成の管理をしております。町にある約8,000本の桜を個人所有も含めまして、誰が管理するかという件については、葛の除去を含めて、確かに町全体で、飾る河津桜であります。やはり町としてはポイントを絞って管理することが大事ではないのかなと思っております。

今後については、町としては、個人所有などの河津桜の保護管理について、例えば助成制度などを創設することも一つの方策ではないのかなと考えております。現状での河津桜の管理の状況について、担当課長より答弁をさせます。

私から以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、河津桜の管理状況ということでご説明させていただきたいと思います。

河津桜の維持、管理につきましては、議員もご存じのとおり、河津川沿いの桜をメインに、河津桜守人の会を中心に、約月1回程度の剪定管理等を行っているところでございます。

守人ではできない作業につきましては、地元植木業者、または加藤樹木医等に作業を依頼し、管理をしているところでございます。

議員の言われている葛の除去につきましても、定期的に行われております。それ以外の民地や道路沿いの桜の管理につきましては、町長申しましたとおり、基本的には植栽した個人、団体で行っていただくということと理解をしております。

ただ、公的な団体等では、高齢化も進み、管理できない等の要望もいただいておりますので、団体とも相談しながら、管理について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろ難しい問題があるのは分かっています。役場の方たちもパトロールしてみて、その場所的に葛退治が可能かどうかご判断いただきたいことと町民の皆様にも葛退治、桜まつりに向けて葛退治をしてほしいみたいな広報をしていただくとちょっとはいいのかなと思います。

4つ目のテーマです。

来期、令和7年度の予算設定における第5次総合計画の達成度についてです。

基本理念でもある共創のまちづくりを目標に置き、第5次総合計画の6つの基本目標の達成に向けた予算達成を既存事業の全ての見直し、ゼロシーリングの予算設定をすると町長の07年の予算編成の方針がありました。この第5次総合計画が町のバイブルみたいなものですが、これは令和3年度から10年計画でやっていて、07年度が終わった時点で半分終わる。「住みたい・来たいまち河津町」の将来像を目指す姿に対し、期間の半分が終わった時点で達成度はどのくらいになると思われませんか。ちょっと難しいけれども、答弁をお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、総合計画の達成度の関係でございますが、お尋ねですのでお答えします。

総合計画の推進に当たっては、ルールといいますか、やり方がございまして、総合計画を推進をしていくために、毎年予算編成前に3年ごとの年度計画をローリング方式で行っておりまして、各課の主要事業の把握に努め、財政計画も含めて、総合計画の推進をしております。

5年が計画してその達成度とお尋ねですが、総合計画では、方針的な内容でありまして、具体的な予算を伴ったものはローリング計画も踏まえて、これまで成果については、計画したものは、おおむね順調に進んでいるものと考えております。

ただ、根本的な人口減少問題ですとか、少子化対策などについては、河津町はその進行度が近隣市町村よりも状況はよいにしても、思うように進んでいないというのが私の認識であります。目標にした人口目標数値ですとか、社人研での人口予測の内容についての比較については、担当課長より答弁をさせます。

私から以上です。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 私からは、計画の中で重点指標としている人口についての数値とその推計状況について説明させていただきます。

第5次総合計画では、計画の重点指標の一つとして、2030年、令和12年の目標定住人口を6,000人としています。この目標数値は、国立社会保障人口問題研究所の推計で、2015年、平成27年の国勢調査の人口に基づき、人口減少抑制の施策を全く取らない場合、2030年の人口は、5,392人と推計されており、計画では、様々な人口減少対策を実施し、2030年の定住人口を6,000人を目標としています。

昨年4月に公表された同研究所の将来人口推計では、2030年の人口は5,869人となり、計画策定時の5,392人から477人の増となり、推計上ではございますが、総合計画の目標6,000人に近づきつつある状況となっております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 分かりました。

何か外的な要因もあるでしょうし、いろいろ10年計画で立てたものというのは既に4年前のものであるから、僕の理解で申し訳ないけれども、第5次総合計画ってさっきも言った町の一番重要なものだと思うんだけど、10年経過して100点を取る性格のものではないと思っています。ハードルを高くして、かなり背伸びした理想の部分もあるし、時代が替わって行って、やらないほうがよいことも載っているかもしれません。

ただし、美辞麗句を並べ、できもしないことの目標ではなくて、これらの目指す姿に近づくために施策を講じていくということだと思います。「住みたい・来たいまち河津町」へのご努力を引き続きお願いします。

5つ目のテーマ、行きます。

最低賃金の適用。

静岡県の最低賃金は、今年10月1日から時給50円もアップして1,034円。常用、臨時、パート、アルバイトなど雇用形態や呼称のいかんを問わず、全ての労働者と使用者に適用されています。役場で言うと、会計年度任用職員とか、臨時的任用職員という方でしょうか。

最低賃金について、全員クリアでしょうか。お聞きします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、最低賃金の適用についてでお答えします。

まず、民間の対応などの情報についてはつかんでおりませんが、国で決める最低賃金です

ので、守られて当然だと考えております。

町の状況については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから町の職員について説明をさせていただきますと思います。

役場職員についてでございますが、今回の改正により、最低賃金をそれまで下回っていた方、今回上がったことに対して、下回っていた方というのが、会計年度任用職員で一応5名ほどおりました。

ただ、10月から賃金を変更させていただき、最低賃金を下回っている職員は、現在、いない状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） それはすみません、よかったです。当たり前のことを聞いて申し訳ございません。

議長、関連質問一ついいでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） どうぞ。

○2番（北島正男君） 障害を抱えながら任用で働いてくださっている役場の職員さんがいる場合も、それはクリアされていますか。

もう一つ、続けて。

もともと役場の一員として働いていた事務包括や委託会社に所属が移行した皆さんも、最低賃金以上になっていることを確認したい。

これについては、役場に関わる範疇であれば、お尋ねします。この2つどうぞ。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、まず1点目、障害を抱えながら役場で働く職員の賃金の関係でございますが、先ほど言ったとおり、全ての職員がクリアしておりますので、全てクリアしているということでございます。

それから、包括業務とかそういったことに関する方の賃金の関係でございますが、こちら役場の管轄ではないものですから、民間という形になります。ただ、会社のほうを確認したところ、全てクリアしているというふうには聞いてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。いずれも当たり前のことを聞いて、どうもすみませんでした。

一般企業だと障害者雇用枠というのでは、いわゆる賃金が非常に安いということを言われていて、その場合は労働基準監督署に申請しないと駄目だということもあるので、念のためお聞きしました。どうも失礼しました。

6つ目のテーマ、国の交付金獲得の準備。

河津町の予算編成の基本方針にある国や県の補助制度を把握し、積極的な提案を図る。さらに留意点においても、国や県の新たな支援制度など情報収集し、積極的に新たな財源確保に努めましょうとありました。

国が上げている「地方を守る」は、自民党も立憲も維新も国民も、その公約の中で同様のことを言っています。ここで注目したいのは、地方創生交付金の倍増です。交付金が倍額になったら、かなり大きな金額が動く。これらの使い道に制限のない地方交付税交付金が倍増された場合の河津町での使い道など、取らぬ狸でございますが、そうなったらを想定した企画やシナリオは考えているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、地方創生交付金の関係でございます。お答えします。

ご存じのように、現在の石破首相は、以前、地方創生大臣であったときに、地方に対する施策を打ち出したこともありますので、今後の政策に期待をしており、具体的に示されて民意に添って対応が求められますので、もう少し具体的な内容が決まった段階で考えたいと思います。

ただ、現状で、今、分かっている話としては、石破首相が、所信表明で、来年の予算の中で2倍にしたいという話をしたかと思います。まだ具体的に示されていないので、予算として増えるのかなという思いがありますけれども、まだ具体的にちょっと分かりません。

ただ、昨日11月29日付で内閣府から来た資料ございまして、今、臨時国会が開かれていまして、その中でも一部地方創生臨時交付金の重点支援地方交付金というのが、今、審議されているようでございます。それは、当面の対策ということで、低所得者に総額で1兆9,800億円だそうです。それで、低所得者向けに4,908億円、それから推奨事業メニュー分として6,000億円、これは経済対策を言っているようでございます。だからこれ自体今までやって

きたような形の中の対策を、低所得者と経済対策として国が今、臨時議会の中で審議をして決まれば、ある程度が示されると思いますが、その辺が今、分かる範囲のことだと思います。

また、来年度については、全然、先のことが見えてこないものですから、今ちょっと検討する部分がないものですから、当面はその今、国が臨時議会でやっている部分がどんな形になるのか、それについては、早急に検討していきたいなと思っております。これも決まり次第の話なんですけれども、年度内という話あるものですから、それが見えてくれば検討したいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） そうのことだと思います。過去、ほかの地方自治体で、こういう交付金の趣旨をはき違えて、町長とか皆さんご存じだと思いますけれども、一般財源の置き換えで、役場のエレベーターの改修や役場の公用車の購入、現金のばらまき、有名なのは巨大なイカのモニュメントみたいな話題になりましたけれども、そういうものなど悪い例もたくさんあって、国としてお叱りを受けているようなところも結構あるようでした。

国費による支援が真に必要なものを精査して、次につながる政策でなければならない。町長おっしゃったように、取りあえず今見えているのは低所得者の支援だと。それも大事だと思いますけれども、本来もっと大きなお金が動いたときに、次につながる政策ということ。持続可能な河津町社会の形成を目指して、あらかじめ施策立案の準備をしておく必要があるのではないかなと思ってお聞きしました。いざ、石破内閣が発表したよ、から鉛筆をなめなめやっているようだと間違っちゃうんじゃないかな、今頃各課長さんは頭の中で考えていらっしゃると思いますけれども、そういうことがあったので、お聞きしましたから、これからちゃんと考えるということで安心しましたんで、以上、私質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊 弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から再開いたします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

12月4日（水曜日）

令和6年河津町議会第4回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和6年12月4日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第2 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第3 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 議案第69号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第70号 河津町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第71号 河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第72号 河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第73号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事変更請負契約について
- 日程第9 議案第74号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について
- 日程第10 議案第75号 令和6年度河津町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第11 議案第76号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 選挙第6号 河津町選挙管理委員選挙
- 日程第13 議案第7号 河津町選挙管理委員補充員選挙
- 日程第14 発議第5号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書について
- 日程第15 第2常任委員会委員長報告について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員(10名)

1番 正木誠司君

2番 北島正男君

3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	友田佳伸君
教育委員会 事務局 長	土屋勉君	会計管理者 兼 会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長	山本博雄	書記	土屋翔
------	------	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、専決処分の報告について説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第129号。

専決処分書。

車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第11号。

1 事故発生日時 令和6年9月3日火曜日午後0時15分頃。

2 事故発生場所 賀茂郡河津町峰457番地の1。

3 被害者 西伊豆町田子1523番地の7 株式会社山耕商店。

4 事故の概要 上記の日時、場所において、産業振興課職員が運転する公用車が踊り子温泉会館駐車場に駐車してあった被害者車両に接触し、ボンネットを破損させた。

5 損害賠償の額 29万5,438円、対物賠償共済金支払でございます。

令和6年11月26日。

河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第4号 専決処分の報告についての報告を終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、同意第3号 監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第3号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 河津町田中120番地の3。

氏名 岡崎長治、昭和27年3月2日生。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございますが、岡崎氏は現在、町の監査委員として2期目でありまして、引き続き3期目をお願いするものであります。なお、任期は令和7年3月10日から令和11年3月9日まで4年間となります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第3号 監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 河津町見高549番地。

氏名 島崎まゆみ、昭和40年6月16日生。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

島崎氏は現在1期目でございます。委員として熱心に取り組んでいただいております。引き続き2期目をお願いするものであります。なお、2期目の任期は令和6年12月13日から令和9年12月12日までの3か年であります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、議案第69号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第69号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年河津町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第69号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律

第27号)が改正され、令和6年5月27日から施行されたため、本条例を提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料1ページをお開きください。

改正の概要といったところでございます。

法改正により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)の別表第2が廃止され、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の照会、提供を行う事務及び特定個人情報のことをそれぞれ「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」という用語で表記することとされました。このため、条例の法別表第2を引用している部分について、改正後の法律の表記に従い改正するものでございます。

次の2ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

議案のほうにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、令和6年5月27日から適用する。

説明は以上でございます。

○議長(渡邊 弘君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第69号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第5、議案第70号 河津町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第70号 河津町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例（平成27年河津町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第70号について説明させていただきます。

提案理由でございます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が令和6年3月29日に公布され、令和6年4月1日から施行されたためでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料の3ページをお願いいたします。

改正理由でございます。

改正理由につきましては、提案理由と同様でございます。

2としまして、改正の概要でございます。

(1)包括支援センターにおける職員配置の柔軟化ということで、①職員の員数につきまして包括支援センターの運営協議会が必要と認めた場合は、常勤換算方法にすることを可能としたものでございます。そして、②としまして、包括支援センター運営協議会が認めた場合につきましては、複数包括支援センターを運営している場合、包括支援センター職員の3種の職員のうち2つ以上の常勤職員を配置すれば可としたものでございます。

そして、(2)その他でございます。

地域包括支援センター運営協議会の引用規定、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)から第140条の66第1号イに改まったためでございます。

それでは、議案にお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第70号 河津町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第6、議案第71号 河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第71号 河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第71号について説明させていただきます。

提案理由でございます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和

6年厚生労働省令第61号)が令和6年3月29日に公布され、令和6年4月1日から施行されたためでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号 河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料の6ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。

提案理由と同様でございます。

2、改正概要としましては、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定されておりました地域包括支援センターの定義を規定する箇所が改正によりまして同号イに移ったため、この定義規定を引用する箇所を改正したものでございます。

それでは、議案にお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長(渡邊 弘君) 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第71号 河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第7、議案第72号 河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第72号 河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

河津町水道事業給水条例（平成10年河津町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） それでは、議案第72号について説明させていただきます。

提案理由でございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）により水道法が改正され、これまで厚生労働省の所管であった水道整備管理行政が国土交通省及び環境省へ移管されることとなり、令和6年4月1日から施行されたため、所要の条例改正を提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

河津町水道事業給水条例（平成10年河津町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「修繕」を「、修繕」に改め、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改

める。

第38条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第43条第1号中「改造」の次に「、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）」を加える。

第49条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河津町水道事業給水条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

定例会資料8ページから9ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第72号 河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第8、議案第73号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事変更請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第73号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事変更請負契約について。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第73号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事変更請負契約について説明をさせていただきます。

議案第73号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事変更請負契約について。

令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事変更請負契約を下記のとおり締結したので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事。
- 2 契約金額 変更前1億3,365万円、変更後1億3,613万6,000円。
- 3 契約の相手方 静岡県賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社代表取締役、土屋順一。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

本長寿命化工事でございますが、令和6年河津町議会第1回定例会において議決をいただき、今回変更請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

主な変更の理由でございますが、金属屋根の軒部において現場確認の結果、金属屋根腐食部が新たに見つかったことにより、FRP防水工の面積が増加したものでございます。また、外部改修工事において新たなクラックが発見されたことにより、割れ目部のタイル撤去復旧枚数の増加をしたものでございます。

なお、変更請負契約につきましては、仮契約を11月15日に締結いたしました。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第73号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事変更請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第9、議案第74号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第74号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整

理機構規約（平成20年総行市第1号）を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 議案第74号についてご説明させていただきます。

提案理由は、税制改正により森林環境税及び特別法人事業税が創設され、静岡地方税滞納整理機構の構成団体である各市町等から引き受ける事案に含まれることとなったため、本規約中、引受事案に係る滞納処分等事務の規定を変更することについて、議会の議決を要するため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約。

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第4条第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附則。

この規約は、令和7年6月1日から施行する。

なお、定例会資料の10ページに新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第74号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第10、議案第75号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第9号）
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第75号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,603万2,000円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ51億4,805万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

長くなるようでしたら着座にて説明をお願いいたします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第75号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

事務執行に当たって、所要額の補正、翌年度事業実施に向けた債務負担行為の追加をする補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

10款地方交付税△1,239万6,000円 1項地方交付税同額でございます。

14款国庫支出金3,621万2,000円 1項国庫負担金1,832万6,000円、2項国庫補助金1,788万6,000円。

15款県支出金538万2,000円 1項県負担金619万7,000円、2項県補助金△81万5,000円。

19款繰越金1,630万4,000円 1項繰越金同額でございます。

20款諸収入△107万円 4項雑入同額でございます。

21款町債160万円 1項町債同額でございます。

歳入合計4,603万2,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費1,900万1,000円 1項総務管理費1,890万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費9万7,000円。

3款民生費3,878万7,000円 1項社会福祉費1,882万2,000円、2項児童福祉費1,996万5,000円。

4款衛生費△1,534万3,000円 1項保健衛生費同額でございます。

6 款商工費276万円 1 項商工費同額でございます。

7 款土木費72万1,000円 1 項土木管理費同額でございます。

8 款消防費10万6,000円 1 項消防費同額でございます。

歳出合計4,603万2,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、可燃ごみ・資源ごみ等収集運搬業務委託料。期間、令和7年度。限度額6,809万8,000円でございます。

こちらにつきましては、令和7年4月からの収集運搬業務を行うため、債務負担行為をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、変更前の限度額、変更後の限度額を説明をさせていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更はございません。

起債の目的、電気自動車購入事業（脱炭素化推進事業債）。

限度額、変更前430万円、変更後590万円。

こちらにつきましては、電気自動車購入に伴い、当初、クリーンエネルギー自動車導入促進事業補助金、それと県の地震・津波対策等減災交付金を財源として行うようにしておりましたが、そちらのほうにつきまして補助金の事業が採択ができないことから、起債への切替えをさせていただきます。

次の5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

それでは、着座で説明をさせていただきます。

事項別明細書2。

歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

10款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税△1,239万6,000円、 2 節特別交付税△1,239

万6,000円。特別交付税でございます。公的病院の運営補助金の減額によるものでございます。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金1,832万6,000円、4 節障害者自立支援給付費負担金950万円。こちらにあつては障害者支援費の増額による国庫の負担増でございます。5 節児童手当負担金882万6,000円。こちらにあつては児童手当の拡充による国庫負担金分の増でございます。2 項国庫補助金 5 目総務費国庫補助金1,788万6,000円、1 節総務管理費補助金1,788万6,000円。社会保障・税番号制度個人番号カードの交付事務の補助金が9万7,000円。デジタル基盤改革支援補助金、こちらはガバメントクラウド機器の接続機器購入、それから環境整備に伴う補助金でございます。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金619万7,000円、7 節障害者自立支援給付費負担金475万円。障害者自立支援給付費でございます。障害者自立支援費の増額による県負担金の増でございます。9 節児童手当負担金144万7,000円。児童手当の負担金でございます。児童手当拡充による県の補助金の増でございます。2 項県補助金 8 目消防費県補助金△81万5,000円、1 節防災対策事業費補助金△81万5,000円。地震・津波対策等減災交付金でございます。電気自動車購入に伴う減額、それから自主防災資機材購入による増といったことで△の81万5,000円となります。

次のページをお願いいたします。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,630万4,000円、1 節繰越金1,630万4,000円。繰越金でございます。

20款諸収入 4 項雑入 1 目雑入△107万円、1 節雑入△107万円。自治会等連携強化支援助成金△の22万円。こちらにあつては行政連絡委員会の視察研修を中止し意見交換会としたことによる減額でございます。クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金。これは不採択による減でございます。△の85万円でございます。

21款町債 1 項町債 1 目総務債160万円、3 節脱炭素化推進事業債160万円。電気自動車の購入による起債の増でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費124万4,000円、12 節委託料110万円。こちらにあつては勤怠管理システムの初期設定に伴う委託料でございます。13 節使用料及び賃借料14

万4,000円、口座振替システムの使用料の増。こちらは単価の増によるものでございます。勤怠管理システムの使用料12万7,000円。こちらは2か月分の使用料でございます。4目財産管理費△193万円、17節備品購入費△193万円。こちらは自動車購入の入札差金による減額分でございます。5目電算費1,833万5,000円、12節委託料125万8,000円、17節備品購入費1,707万7,000円。こちらは地方公共団体情報システムの標準化、共通化に伴うもの。それから備品購入では標準化、共通化以外に公会計の電子決裁用ディスプレイを購入するためのものでございます。

10目自治振興費△74万5,000円、1節報酬△28万円、8節旅費△1万5,000円、10節需用費28万円、13節使用料及び賃借料△73万円。こちらにあっては行政連絡委員会の視察研修が中止となり、新たに意見交換会を行うため費用の調整をしたものでございます。15目諸費200万円、18節負担金、補助及び交付金200万円。自主運行バス等の補助金でございます。定期回数券、寿回数券の増により増額をするものでございます。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費9万7,000円。11節役務費9万7,000円。通信運搬費でございます。マイナンバーカード送料の件数の増による通信運搬費の増でございます。

次のページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費1,900万円、19節扶助費1,900万円。障害者支援費でございます。施設入所者の増、それから加算単価の増といったものでございます。5目国民健康保険費△17万8,000円、27節繰出金△17万8,000円。国民健康保険特別会計の繰出しでございます。

計1,882万2,000円。

2項児童福祉費1目児童福祉費1,996万5,000円、10節需用費803万円。こちらにあっては放課後児童クラブを来年度、校舎内へ移すため校舎内の教室の改修を行うための施設修繕料でございます。19節扶助費1,172万円。児童手当の給付金でございます。児童手当拡充によるものでございます。22節償還金、利子及び割引料21万5,000円。こちらは国県への支出金等の返還金でございます。令和5年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う返還金でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費△1,549万5,000円、18節負担金、補助及び交付金△1,549万5,000円。公的病院運営費補助金でございます。稼働病床数の確定に伴い減額をするものでございます。5目母子衛生費15万2,000円、22節償還金、利子及び割引料15万2,000円。国県支出金等返還金でございます。令和5年度母子健康医療対策等総合支援事

業費の補助金の精算に伴う返還金でございます。

計△1,534万3,000円。

次のページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工振興費6万円、18節負担金、補助及び交付金6万円。小規模事業者強化事業補助金でございます。こちらは申請者の増によるものでございます。3目観光費270万円、11節役務費70万円。こちらは広告料でございます。伊豆縦貫自動車道七滝インター周辺への看板設置に伴うものでございます。18節負担金、補助及び交付金200万円。河津桜まつり運営費への補助金でございます。第35回のイベント等への補助でございます。

計276万円。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費72万1,000円、12節委託料72万1,000円。測量登記委託料でございます。伊豆縦貫自動車道関連道路設置に伴う分筆登記の委託料でございます。

8款消防費1項消防費4目防災費10万6,000円、18節負担金、補助及び交付金10万6,000円。自主防災会施設整備費補助金でございます。小鍋区からの要望により発電機購入により7割分を補助するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ちょっと2点ほどお伺いしたいんですが、まず、1点目です。

債務負担行為、これ毎年、何だ、運搬業務の債務負担行為で取っついて来年度の運搬行為をという形の債務負担行為だと思うんですけども、ちょっと決算で聞けばいいのかもしれないんですけども、5年度までは2社でやって今年度から3社になりましたよね。で、何と言うんですか、それによって何か問題とかそういうの、例えばですけども、燃えるごみはずっと今まで1社の方がやられて今年度から分散して苦情とかそういうのがないのかなとか、何か問題とかは起きずに今年度終了できたのかどうかというのと、来年度、その債務負担行為によって来年度の方針というんですか、そういう、入札なんであれだとは思いますが、どういふ感じというか、来年はもう会社というのは決まってるんでしょうか、まだこれから入札をかけるという形なんでしょうか。ごめんなさい。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） ご説明いたします。

まず、業者なんですけれども、今年度から3社の入札になりまして3社が請け負うことになりました。問題はあるのかということなんですけれども、新規に参入した1社が資源ごみと瓶と缶、3つ請け負っておりまして、やはりまだ慣れるまでに時間がかかりましたので、回収が1日で終わらなかったことが数度ありましたが、大分もう慣れてきましたので、苦情等はなくなりました。

で、苦情というのは、資源ごみを捨てると持っていってもらえなかったという町民の方からの苦情と、あと、いつも今までは午前中で回収していたのが少し午後にかかってしまう部分がありましたので、そのようなことを教えてくれる町民の方がいらっしゃったので、それが苦情と言えれば苦情になるかと思えます。

入札はこれから行います。

以上です。

〔「指名委員会で」と言う人あり〕

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 指名委員会で業者は決まります。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） そうですね。じゃあ慣れてからは特に苦情とかもなくやっていただけたということで非常に、まあ幅が広がるとやっぱり入札も非常にいろいろ結果がいいのかなとは思うんですけれども、ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、民生費の児童福祉費の部分で、学童の学校改修ということで本当に同僚議員も再三質問をされて、なおかつ今年度の予算委員会でも早く学童を改善してくれという意見書を出さしていただいたと思うんですけれども、早い対応で本当に助かるんですけれども、一度ちょっとお話、議員説明会でもちょっと雑駁に話をいただいたと思うんですけれども、800万円かけてどのような改修というか、が行われるのでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） まず、主な改修内容につきましては、予定しているのは今の1階にあります図工室を移設して、その後、その図工室に学童が入る予定でいます。そのためにもまず今年度、図工室のほうの改修を、2階へ移すという改修をします。そのために2階部分の壁を抜いたり、壁の増設、それに伴いましてほかの部屋の区画をまた造ったりをしな

くてはいけないので、そういったまず改装をいたします。それが主なものでございます。あとはそれに伴います棚を作ったり黒板を移設したり、あと電気配線、照明を少し変えたりしますので、そういったことの経費がかかっております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） じゃあその新設される学童の部分も多少は含まれる、今後もそういう形で逆に来年度以降、改善されるとか、そこら辺は今回で完結なのかどうかという部分をお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） 学童の部分につきましては、新年度に入っでの移動になります。そのため今、概算で予定しているのは、6月までに移動できるような形ということで考えておまして、学童のほうの改修、今の図工室を移した後の改修につきましては、新年度予算のほうで計上させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） よろしいですか。

ほか質疑ございましょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第75号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第11、議案第76号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第76号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,406万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 議案第76号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

提案理由でございます。

今回の補正は2点ございます。

1点目は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、その周知にかかった費用とシステム改修費について交付される国からの補助金を補正するものでございます。この補正に伴い、財源となる一般会計からの繰入金等に所要の調整をさせていただきます。

2点目は、国民健康保険税の税率改正について協議していただくため、国民健康保険運営協議会の委員報酬と費用弁償を計上するものでございます。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。

単位は1,000円でございます。

4款国庫支出金218万2,000円 1項国庫補助金同額でございます。

7款繰入金△198万3,000円 1項他会計繰入金△17万8,000円、2項基金繰入金△180万5,000円。

歳入合計19万9,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費19万9,000円 1項総務管理費ゼロ、2項徴税费ゼロ、3項運営協議会費19万9,000円。

歳出合計19万9,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括については説明を省略させていただきます。

5ページをお願いします。

事項別明細書2。

歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、内容を説明させていただきます。

単位は1,000円でございます。

4款国庫支出金 1項国庫補助金 6目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金218万2,000円、1節社会保障・税番号制度システム整備費等補助金同額でございます。

計218万2,000円。

7款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金△17万8,000円、2節職員給与費等繰入金同額でございます。

計△17万8,000円。

2項基金繰入金 1目国民健康保険事業基金繰入金△180万5,000円、1節国民健康保険事業基金繰入金同額でございます。

計△180万5,000円。

次のページをお願いします。

事項別明細書 3。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費ゼロ。財源更正でございます。2 項徴税费 1 目賦課徴収費ゼロ。財源更正でございます。3 項運営協議会費 1 目運営協議会費 19 万 9,000 円、1 節報酬 18 万 4,000 円。国民健康保険運営協議会委員報酬。8 節旅費 1 万 5,000 円。費用弁償。こちらはそれぞれ 3 回分を計上してございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第 76 号 令和 6 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前11時10分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎選挙第6号

○議長（渡邊 弘君） 日程第12、選挙第6号 河津町選挙管理委員選挙を行います。

本件につきましては、それぞれの委員の任期満了を控え行われるものであります。
お諮りします。

選挙管理委員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

選挙管理委員は、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、地方自治法第182条第1項の規定による選挙管理委員に、河津町見高2255番地の51、土屋常平君、河津町川津筏場1125番地、飯田ゆみ子君、河津町見高472番地、谷澤誠君、河津町梨本26番地、相馬和男君、以上の方を指名します。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議長において指名をした土屋常平君、飯田ゆみ子君、谷澤誠君、相馬和男君を河津町選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました河津町見高2255番地の51、土屋常平君、河津町川津筏場1125番地、飯田ゆみ子君、河津町見高472番地、谷澤誠君、河津町梨本26番地、相馬和男君、以上の4名の方が河津町選挙管理委員に当選されました。

なお、当選人には文書にて告知いたします。

◎選挙第7号

○議長（渡邊 弘君） 日程第13、選挙第7号 河津町選挙管理委員補充員選挙を行います。

本件につきましては、それぞれ補充員の任期満了を控え行われるものであります。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

選挙管理委員補充員は、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、地方自治法第182条第1項の規定による選挙管理委員補充員に、第1順位、河津町峰359番地の8、鈴木津根子君、第2順位、河津町縄地479番地の6、石井健介君、第3順位、河津町梨本824番地、櫻井久子君、第4順位、河津町笹原87番地の25、楠浩和君、以上の方を指名します。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました第1順位、鈴木津根子君、第2順位、石井健介君、第3順位、櫻井久子君、第4順位、楠浩和君を河津町選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました第1順位、河津町峰359番地の8、鈴木津根子君、第2順位、河津町縄地479番地の6、石井健介君、第3順位、河津町梨本824番地、櫻井久子君、第4順位、河津町笹原87番地の25、楠浩和君、以上の4名の方が河津町選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、当選人には文書にて告知をいたします。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第14、発議第5号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの説明を求めます。

4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 発議第5号について説明します。

朗読により説明とさせていただきます。

発議第5号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年12月4日提出。

河津町議会議長、渡邊弘様。

提出者、河津町議会議員、桑原猛、賛同者、河津町議会議員、正木誠司、同じく北島正男、同じく大川良樹、同じく渡邊昌昭、同じく遠藤嘉規、同じく上村和正、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次。

提案理由ですが、予想されている南海トラフ巨大地震では、多くの孤立集落の発生が想定

されるとともに、基幹道路が土砂崩れ等により通行止めとなり、支援物資の輸送や救援部隊の移動に多大な支障が生じることが予想されるため、経済発展や観光振興だけでなく、緊急輸送路としても伊豆縦貫自動車道の整備が必要不可欠である。

このことから、伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求め、政府・国会等関係者に別紙意見書を提出する。

なお、意見書及び提出先は添付のとおりです。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第5号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第2常任委員会委員長報告について

○議長（渡邊 弘君） 日程第15、第2常任委員会委員長報告について。

委員長から調査報告書が提出されております。

これにより委員長の報告を求めます。

6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） それでは、朗読をもって報告と代えさせていただきます。

令和6年12月4日。

河津町議会議長、渡邊弘様。

河津町議会第2常任委員会委員長、遠藤嘉規。

第2常任委員会調査報告書。

本委員会において調査検討した事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告する。

記

1、調査事件 「防災減災のため、今後取り組むべき課題」に関する件。

2、調査の経過 別紙のとおりでございます。

3、調査の結果。

町内の防災減災の課題を洗い出すため、防災減災に知見のある町民で構成される防災士会との意見交換を行った結果、下記(1)の問題点が見られた。

また、防災士会の活動は町内の町民の防災力向上に大いに期待できると考えるため、下記(2)を町に対して提言したい。

(1)問題点。

1点目、現状の防災士会の立ち位置が不明確。

2点目、活動予算などが無い。

3点目、コロナ禍の影響などもあってか、防災士会は近年活動をできていない。発足当時は防災キャンプの開催など、子供たちを対象とした防災力向上のための活動を行っていたが、予算の関係で事業の継続ができなかった。

4、多くの防災士が町の助成制度で資格を習得しており、町民の防災意識改革に重要な役割を果たせると考えるが、現状では成果を出せていない。

(2)の提言内容でございます。

①防災士会の立ち位置の明確化。

防災士会は町の助成制度を活用し防災士資格を取得した方が多くいるが、現状では組織としての立ち位置が明確ではなく、活動もできていない。防災士会設置規則にある「地域防災

リーダーとしての活動」について改めて考える際に、町からも費用や打合せ場所の配慮を願うとともに、防災士会と連携し、防災力の向上に取り組まれない。

②予算の確保。

防災士会は町民の防災意識改革に重要な役割を果たせると考えるが、現状では予算措置もされておらず、活動時に防災士として印象づけるような制服等もそろっていない。今後の活動を行うに当たり、予算確保を検討されたい。

3ページ目は調査の経過となりますので、ご覧ください。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 委員長の説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって第2常任委員会委員長報告についてを終了いたします。

◎議員派遣の件

○議長（渡邊 弘君） 日程第16、議員派遣の件について議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思いを。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いを、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することと決定いたしました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（渡邊 弘君） 日程第17、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（渡邊 弘君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年河津町議会第4回定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和6年第4回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第4号	専決処分の報告について	6.12.4	
同意第3号	監査委員の選任について	〃	同意 岡崎長治
同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について		同意 島崎まゆみ
議案第69号	河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案第70号	河津町地域包括支援センターの包括的支援事業の人数等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		〃
議案第71号	河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第72号	河津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第73号	令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事変更請負契約について	〃	〃
議案第74号	静岡県地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について	〃	〃
議案第75号	令和6年度河津町一般会計補正予算(第9号)	〃	〃
議案第76号	令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
選挙第 6号	河津町選挙管理委員選挙	〃	
選挙第 7号	河津町選挙管理委員補充員選挙	〃	
発議第 5号	伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書	〃	原案可決
	第2常任委員会委員長報告について	〃	
	議員派遣の件	〃	決定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃